

## 第2期

# 玉村町子ども・子育て支援事業計画

～子どもの夢・笑顔 みんなで支えるまち たまむら～



「運動会」

令和2年3月  
玉村町



## はじめに

近年、核家族化や少子高齢化の進行、女性の就業率の増加、児童虐待の深刻化、地域コミュニティの衰退など、子育てをめぐる環境が大きく変化を続ける中で、子育てへの不安や経済的負担感を感じている人も少なくなく、そういった心配事に対応していくための新たな取り組みが今求められています。

このような子育てをめぐる様々な課題に対応していくため、「子どもの夢・笑顔 みんなで支えるまち たまむら」を基本理念として掲げ、「第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、幼稚園・保育所・認定こども園等で実施する教育及び保育の量の確保や放課後児童クラブをはじめとする地域子育て支援事業の実施に加えて、関係各所が展開する子育て関連施策の一層の充実を推進するための行動計画を盛り込み、未来ある子どもたちの健やかな育ちを、親、地域、行政が一体となって支えていくための環境整備に向けて、計画的に取り組むものとなっています。

子育て支援施策の充実は、未来に向かって持続可能なまちづくりの礎となりますので、子育てしやすいまちの実現のため、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりましては、就学前児童及び小学生のいる子育て世帯の皆様から、計画の基となる貴重なご意見をいただくとともに、玉村町子ども・子育て会議委員の皆様には、慎重に審議を重ねていただきました。ご協力をいただきました関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

玉村町長 石川 眞男





# 目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 子どもを取り巻く現状	5
1. 人口・世帯の状況	5
2. 子ども人口に影響する社会動向	8
3. 教育・保育の必要性に影響する社会動向	10
4. 教育・保育、子育て支援サービスの状況	13
5. 第1期計画の施策の評価	17
6. ニーズ調査の状況	21
7. 町の子ども・子育てにおける課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	31
2. 基本目標	31
3. 計画の体系	33
第4章 個別施策の展開	35
基本目標1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実	35
基本目標2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち	41
基本目標3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち	44
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち	47
基本目標5 仕事と家庭が両立できるまち	50
基本目標6 子育て家庭の生活環境の充実したまち	52
基本目標7 子どもが安全に安心して暮らせるまち	53
基本目標8 要支援児童等へのきめ細かな取り組みをするまち	54
第5章 計画の推進に向けて	57
1. 計画の周知徹底	57
2. 推進体制づくり	57
3. 計画の点検・評価	57

資料編.....	59
1. 玉村町子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 30 号） .....	59
2. 玉村町子ども・子育て会議 .....	60

## 第1章 計画策定の趣旨等



「えんそく」



# 第1章 計画策定の趣旨等

---

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、日本経済が緩やかな景気回復を続ける中で、働き方改革や女性の社会進出により、共働き家庭数は増加傾向にあります。

このような状況に対応し、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが重要です。質の高い教育・保育の安定的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することが必要とされています。

そこで、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。この新制度を円滑に実施するため、市区町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となりました。

国は、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、共働き家庭等の児童の更なる増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

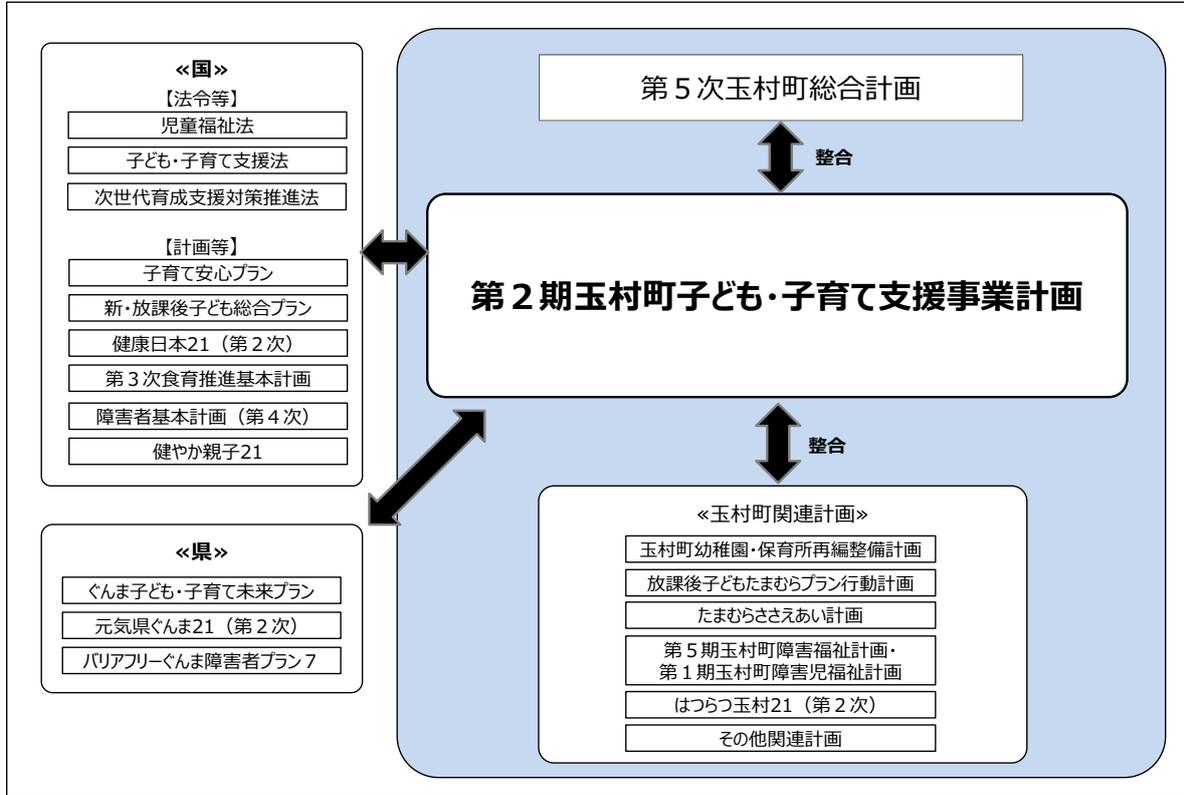
玉村町では、これまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づき「玉村町次世代育成支援地域行動計画（前期・後期計画）」を策定し、分野横断的に子育て支援策を展開し、子どもを生き育てやすいまちづくりを推進してきました。

平成27年度以降は子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するため、「玉村町子ども・子育て支援事業計画」を策定して各事業に取り組んできましたが、令和元年度で計画の最終年度を迎えたことから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、社会状況の変化に対応するため、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による育ち・子育て環境の充実を目指していきます。

## 2. 計画の位置づけと期間

本計画は、町のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針として、町の上位計画である「第5次玉村町総合計画」やその他の各種関連計画との整合性をもったものとしています。

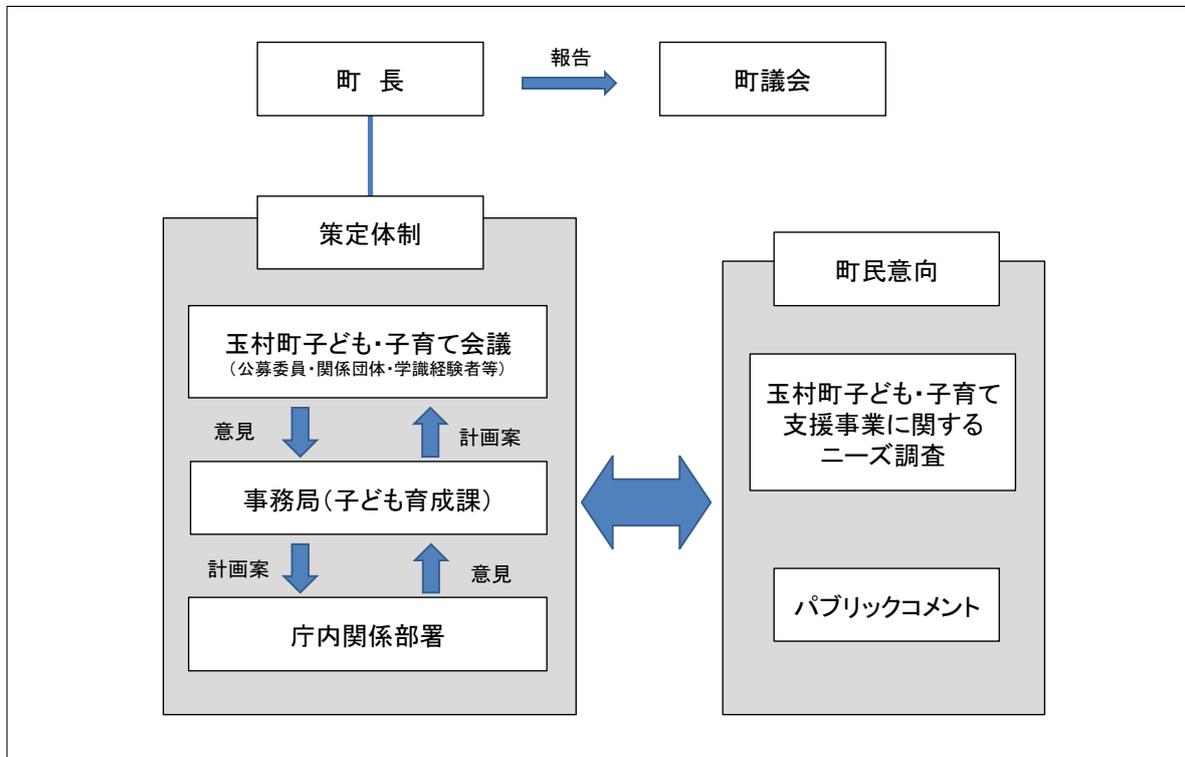


本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/ R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
<b>玉村町 子ども・子育て支援事業計画</b>									
				計画 策定	<b>第2期 玉村町子ども・子育て支援事業計画</b>				

### 3. 計画の策定体制

本計画は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体を対象とし、地域の実情に応じ計画の推進を図ります。



## <本計画の根拠となる法の基本理念>

### ◆子ども・子育て支援法◆

#### (基本理念)

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2～10（略）

### ◆次世代育成支援対策推進法◆

#### (基本理念)

- 第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### (市町村行動計画)

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2～8（略）

## 第2章 子どもを取り巻く現状



「すいかとぼく」



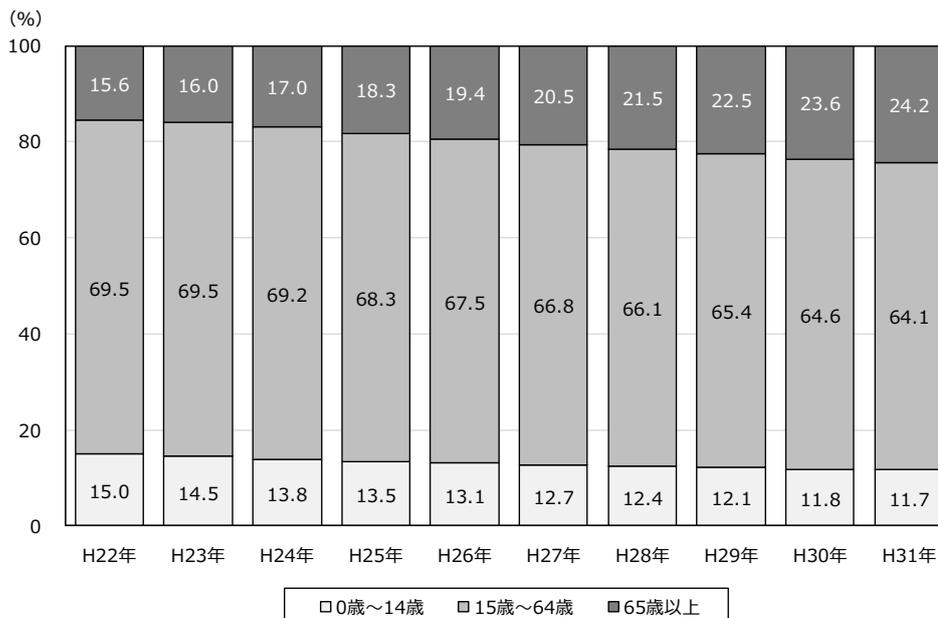
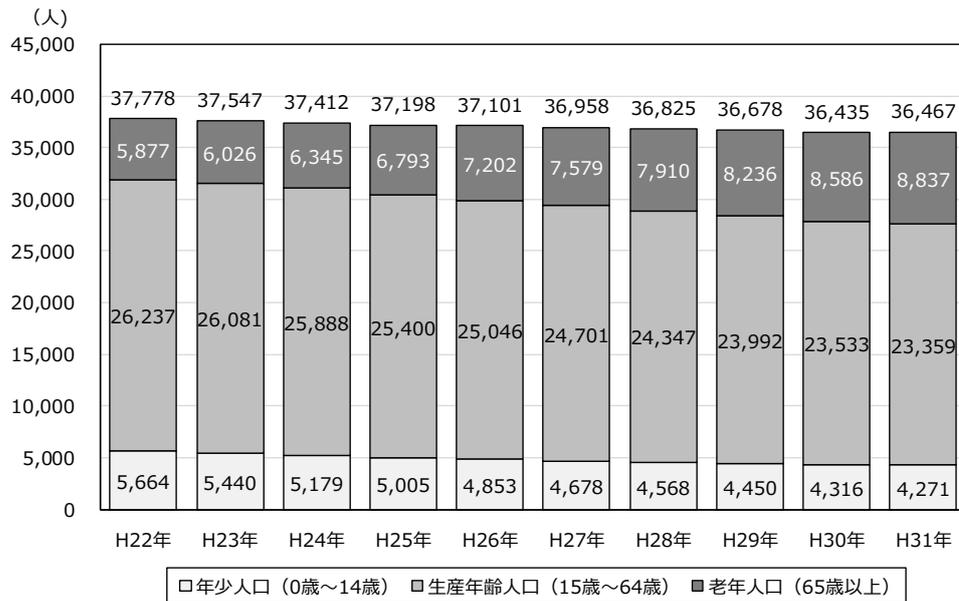
## 第2章 子どもを取り巻く現状

### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の動向

本町の人口は、年々減少傾向となっており、平成31年は36,467人となっています。年齢階層別にみると、65歳の人口が増加している一方で、15歳～64歳の生産年齢人口及び0歳～14歳の年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

#### ■総人口・年齢階層別人口の推移及び人口割合（玉村町）

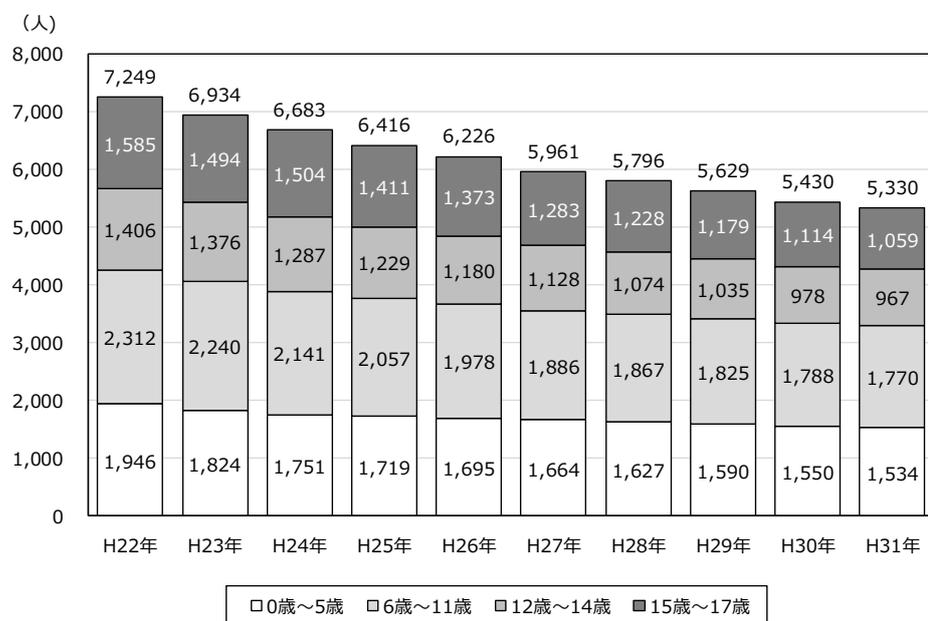


資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

## (2) 18歳未満の子どもの推移

本町の子どもの人口は、年々減少しており、平成31年の18歳未満の人口は5,330人となっています。

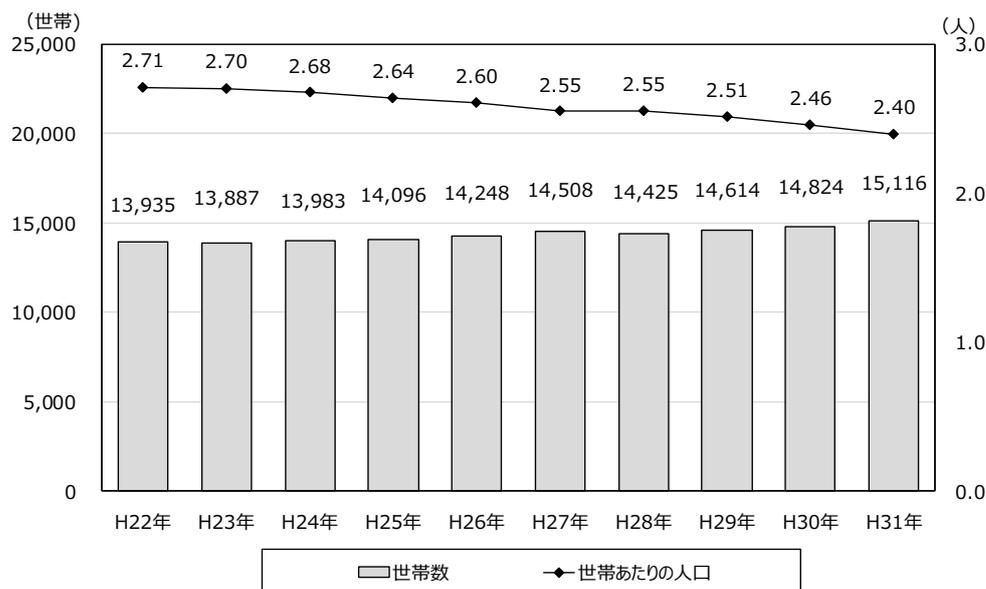
### ■18歳未満の子ども人口の推移



資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

## (3) 世帯の動向

本町の世帯数は、増加傾向にあり、平成31年には15,116世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は、年々減少しており、平成31年には2.40人となっています。

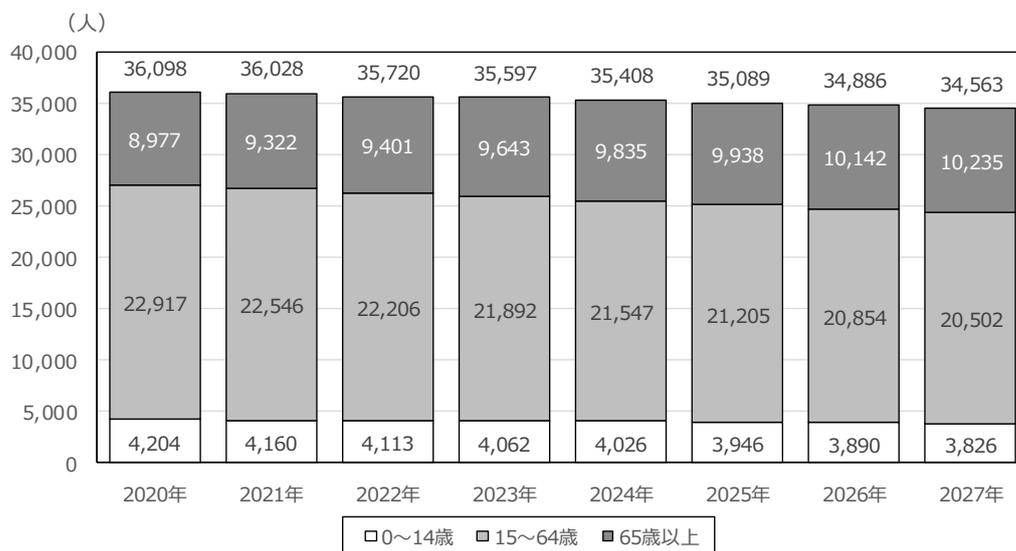


資料：群馬県統計情報提供システム「群馬県移動人口調査」各年4月1日

## (4) 人口の将来推計

本町の人口の将来推計は、年々減少しており、2024年（令和6年）に35,408人、2027年（令和9年）には、34,563人となることが見込まれます。

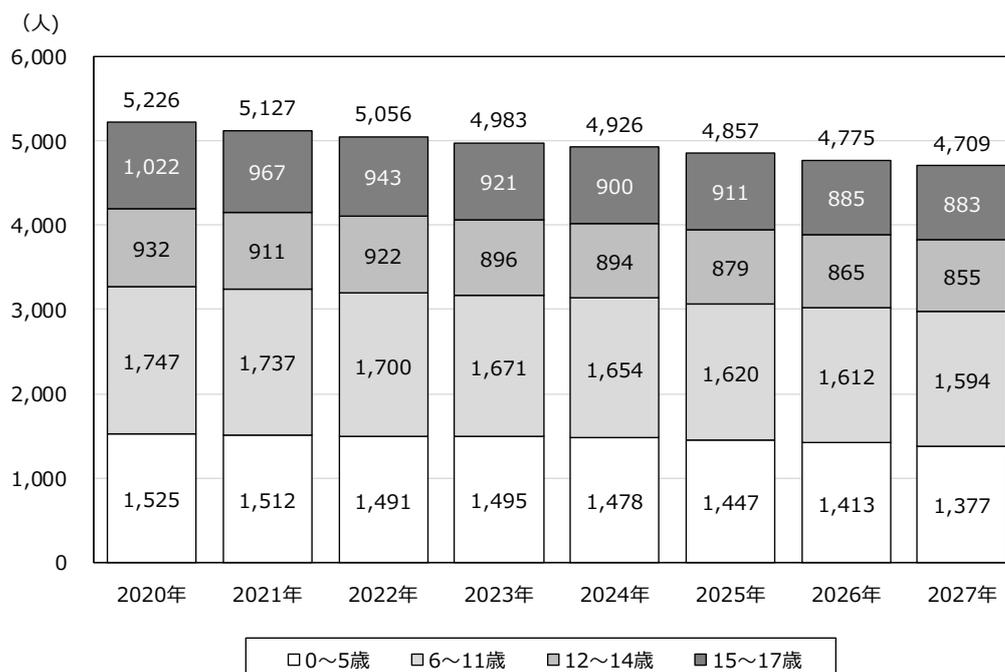
### ■総人口・年齢階層別人口の将来推計（玉村町）



資料：住民基本台帳より推計

子どもの人口推計は、年々減少し、2024年の0～5歳合計は1,478人、2027年には、1,377人となることが見込まれます。

### ■18歳未満の子ども人口の将来推計



資料：住民基本台帳より推計

## ■子どもの推計人口（0歳～11歳）

（単位：人）

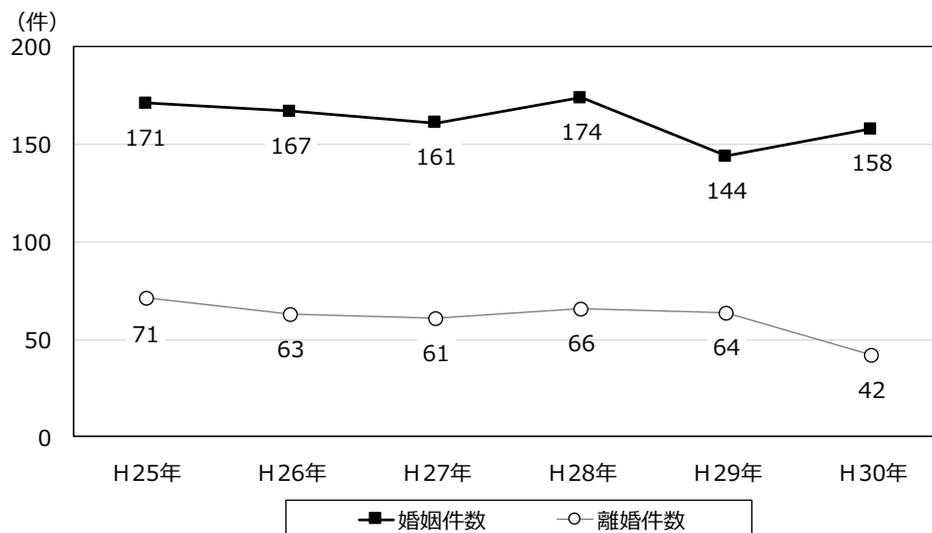
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
0歳	240	237	232	231	228	220	215	209
1歳	247	246	243	238	237	233	225	220
2歳	256	254	252	250	244	240	235	227
3歳	245	261	258	257	254	246	242	237
4歳	267	244	259	257	255	251	243	239
5歳	270	270	247	262	260	257	253	245
小計	1,525	1,512	1,491	1,495	1,478	1,447	1,413	1,377
6歳	264	271	271	248	263	261	258	254
7歳	297	269	275	276	252	267	265	262
8歳	287	300	272	278	279	254	269	267
9歳	288	290	303	275	281	282	257	272
10歳	319	289	291	304	276	282	283	258
11歳	292	318	288	290	303	274	280	281
小計	1,747	1,737	1,700	1,671	1,654	1,620	1,612	1,594
合計	3,272	3,249	3,191	3,166	3,132	3,067	3,025	2,971

資料：住民基本台帳より推計

## 2. 子ども人口に影響する社会動向

### （1）結婚件数と離婚件数の推移

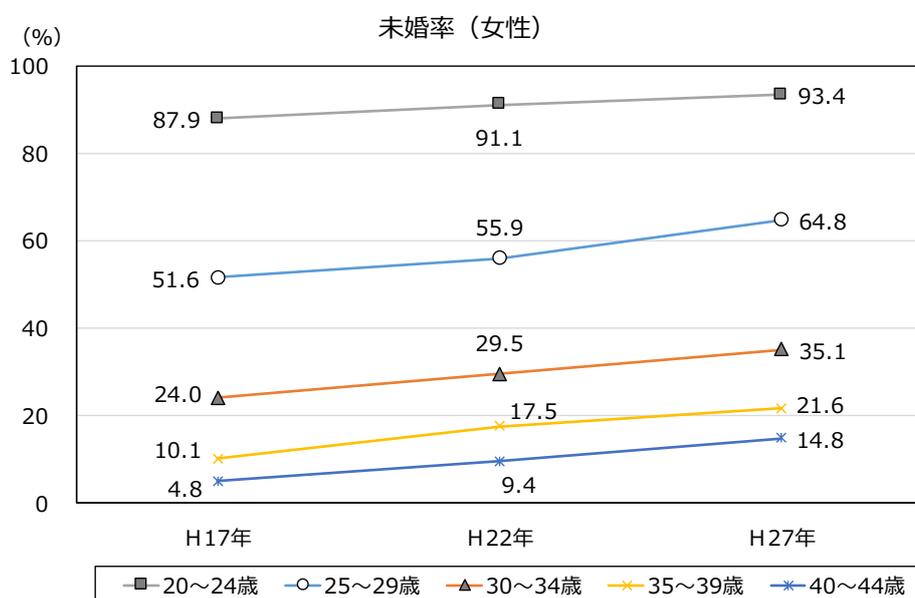
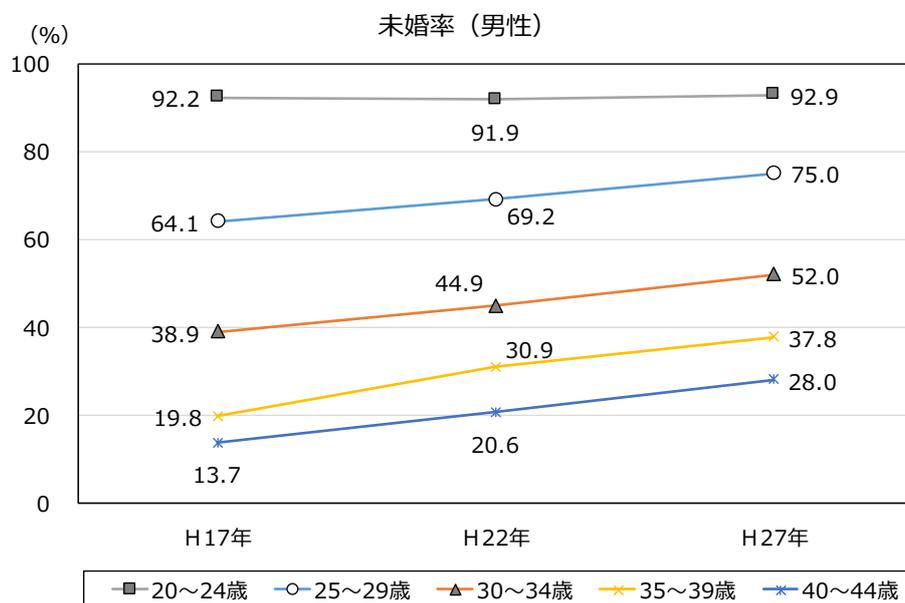
本町の婚姻件数は、年によって増減がありますが、やや減少傾向にあり、平成30年は158件となっています。また、離婚件数は、近年では横ばい傾向となっていましたが、平成30年は減少し、42件となっています。



資料：群馬県人口動態総覧

## (2) 未婚率の推移

本町の未婚率の推移を見ると、近年では、男性、女性ともに未婚率が上昇している傾向があります。



資料：国勢調査

### (3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成 29 年には 1.21 と前年（1.17）を上回っていますが、近年、群馬県や全国の数値を下回る傾向が続いています。

合計特殊出生率\*1の推移

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
玉村町	1.20	1.28	1.19	1.17	1.21
群馬県	1.41	1.44	1.49	1.48	1.47
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

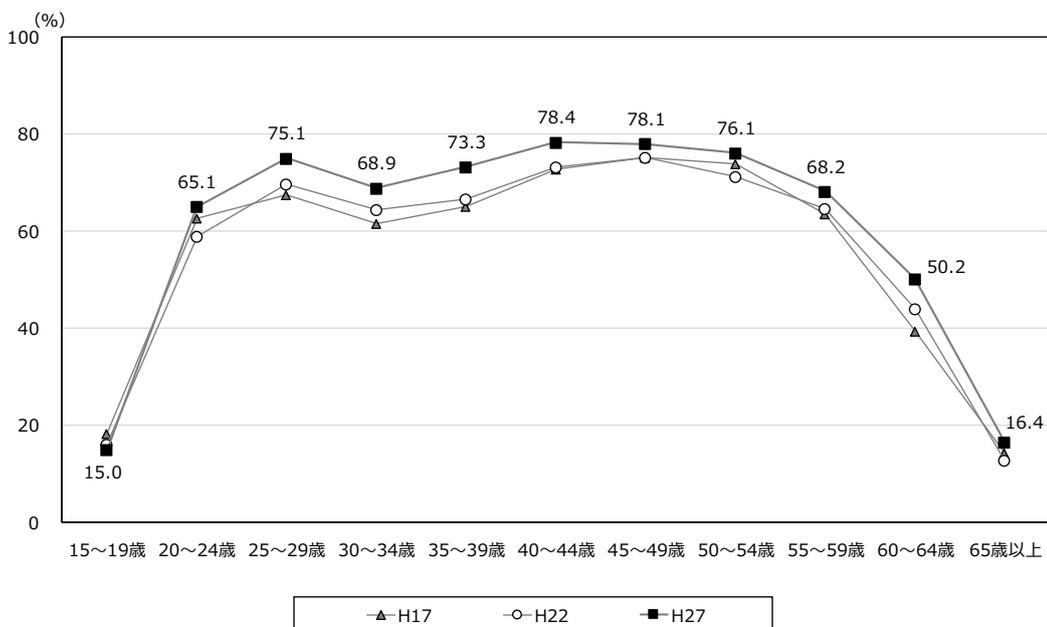
資料：玉村町：群馬県人口動態調査。群馬県、全国：平成 29 年群馬県の人口動態統計概況

※1：合計特殊出生率とは人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示します。なお、長期的に人口を維持するためには、この数値が 2.07 を上回る必要があると言われています。

## 3. 教育・保育の必要性に影響する社会動向

### (1) 女性の就労状況

本町の女性の就業率をみると、出産や子育て期に当たる 30 代前後で労働力率が低下し、再び増加する M 字カーブが形成されていますが、就業率は増加傾向にあります。平成 27 年では落ち込みの大きい 30～34 歳の就業率は 68.9%、就業率が高い 40～44 歳は 78.4%となっています。

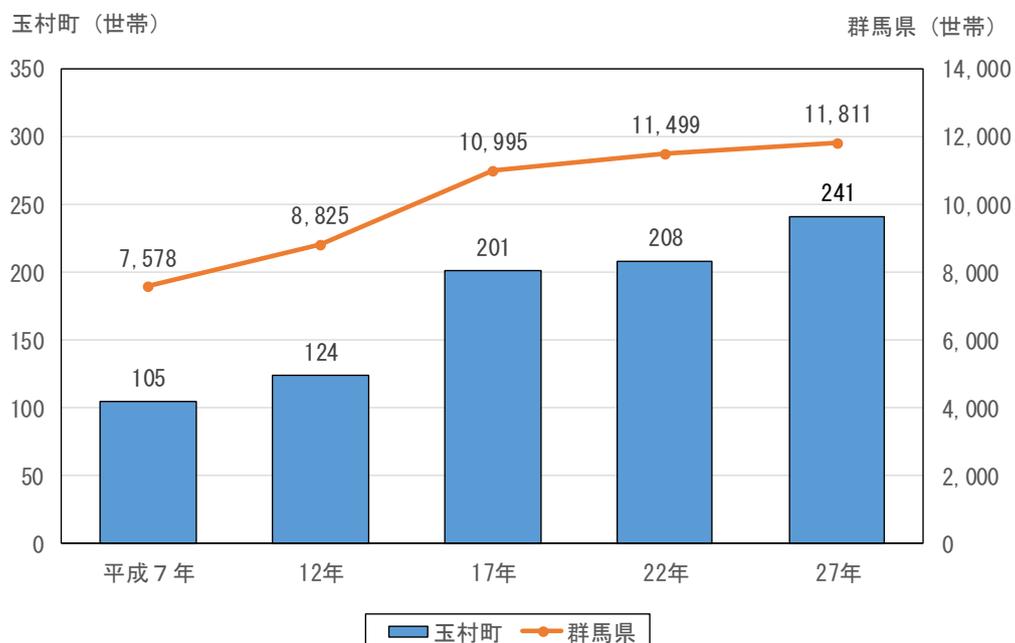


資料：国勢調査

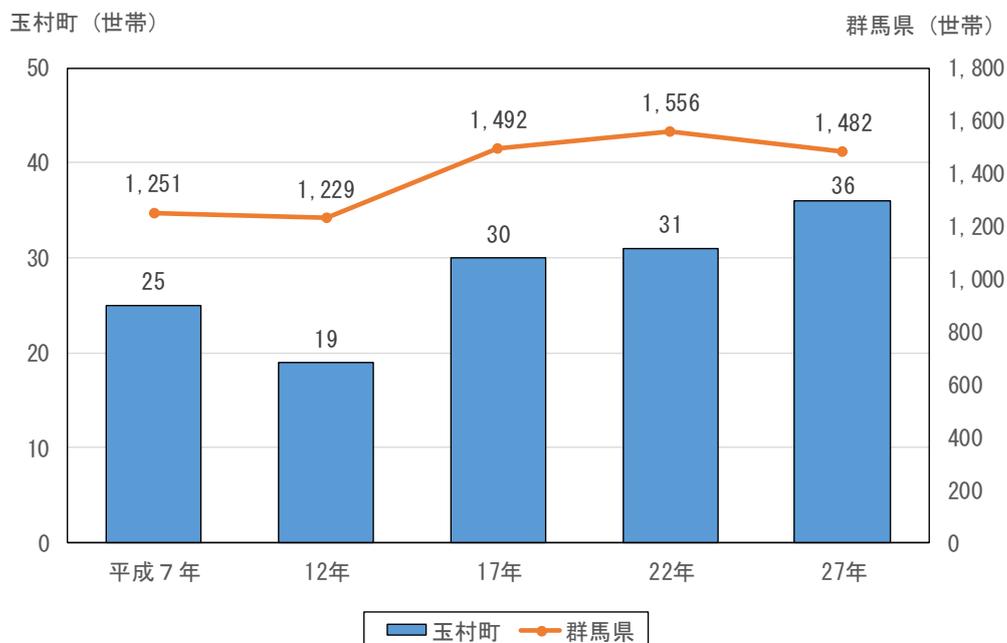
## (2) ひとり親世帯の状況

母子家庭の世帯数は、年々増加傾向にあります。父子家庭に関しても同様に世帯数は、増加傾向となっています。

### ■母子世帯



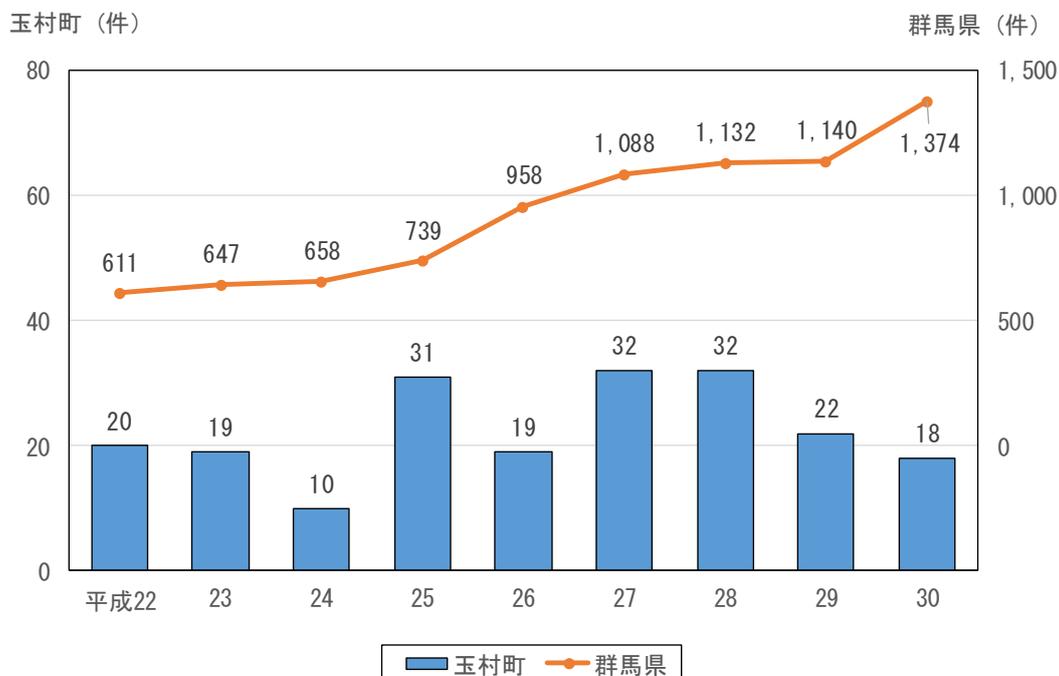
### ■父子世帯



資料：国勢調査

### (3) 児童虐待相談受案件数の推移

本町の児童虐待相談受案件数は、平成 27 年、平成 28 年の 32 件から減少し、平成 30 年は、18 件となっています。また、群馬県児童福祉課（県内 3 か所の児童相談所（中央・西部・東部））に寄せられた虐待相談件数は、年々増加傾向となっており、平成 30 年は、1,374 件となっています。



資料：玉村町、群馬県児童福祉「平成 30 年度児童虐待相談の状況について」

#### ■平成 30 年度の児童虐待相談受案件数の内訳

区分	0～3 歳児	3 歳～ 就学前児	小学生	中学生	高校生～ 18 歳	合計
身体的虐待	1	2	2	2	—	7
心理的虐待	4	—	5	—	—	9
ネグレクト	—	1	1	—	—	2
性的虐待	—	—	—	—	—	0
合計	5	3	8	2	0	18

## 4. 教育・保育、子育て支援サービスの状況

### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

本町の認可保育所は、町内に7施設あり令和元年5月の合計児童数は、803人となっています。入所児童の状況は、3歳～5歳の児童数が多くなっています。

#### ■認可保育所の定員数と児童数の推移

(単位：人)

	定員	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
第1保育所	220	224	220	223	220	204
第2保育所	140	116	112	122	119	119
第3保育所	110	97	98	100	104	93
第4保育所	180	133	157	159	167	158
第5保育所	110	99	106	95	103	91
にしきの保育園	60	59	62	61	62	76
玉村おひさま保育園	60	56	60	57	53	62
合計	880	784	815	817	828	803
うち管外受託児童数		22	16	21	17	11
管外委託児童数		52	31	25	22	20

(各年5月1日現在)

#### ■入所児童数の状況

(単位：人)

	定員	入所児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
第1保育所	220	6	25	38	44	45	46	204
第2保育所	140	4	20	23	25	23	24	119
第3保育所	110	2	11	19	20	22	19	93
第4保育所	180	7	24	28	33	32	34	158
第5保育所	110	5	13	16	18	22	17	91
にしきの保育園	60	5	14	17	18	12	10	76
玉村おひさま保育園	60	5	11	10	10	14	12	62
合計	880	34	118	151	168	170	162	803

(令和元年5月1日現在)

幼稚園児童数は、いずれの幼稚園も年々児童数が減少していることがうかがえます。なお、マーガレット幼稚園は、平成 29 年度から認定こども園に移行し、南幼稚園は、平成 31 年度から玉村幼稚園に統合しました。

預かり保育は、玉村幼稚園とマーガレット幼稚園、フェリーチェ国際こども園で実施しています。

### ■幼稚園の定員数と児童数の推移

(単位：人)

幼稚園名	定員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
玉村幼稚園	180	142	115	114	102	154
南幼稚園	90	77	65	59	50	—
マーガレット幼稚園	45	32	30	—	—	—
合計	315	251	210	173	152	154

(各年 5 月 1 日現在)

### ■認定こども園の定員数と児童数の推移

(単位：人)

認定こども園名	定員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
フェリーチェ国際こども園	204	109	126	131	146	149
認定こども園マーガレット幼稚園	95	—	—	32	34	50
合計	299	109	126	163	180	199

(各年 5 月 1 日現在)

### ■預かり保育の実施状況

幼稚園名	預かり保育実施状況
玉村幼稚園	○
認定こども園マーガレット幼稚園	○
フェリーチェ国際こども園	○

※兄弟の学校・学年行事、就学時検診・入学説明会時のみ実施

(令和元年 5 月 1 日現在)

## (2) 子育て支援サービスの状況

### ①子育て支援事業の状況

事業の利用者は、「ファミリー・サポート・センター事業」では増加傾向となっており、「一時預かり事業」では利用者の減少が伺えます。

#### ■子育て支援事業の実施状況（施設数の推移）

事業名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
玉村町地域子育て支援センター （第 1 保育所に併設）（か所）	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業 （か所）	1	1	1	1	1
一時預かり事業（か所）	4	4	4	4	4
延長保育事業（か所）	6	6	6	6	6

（各年 5 月 1 日現在）

#### ■子育て支援事業の利用者数の推移

事業名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
玉村町地域子育て支援センター （第 1 保育所に併設）（人日）	8,883	12,179	11,716	9,515	5,168
ファミリー・サポート・センター事業 （人日）	629	663	814	809	360
一時預かり事業（人日）	3,494	2,828	2,954	2,132	938
延長保育事業（人）	223	306	270	307	200

（各年度末。ただし、平成 31 年度は 9 月末までの数値）

## ②放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、第1期計画策定時は5クラブでしたが、現在は7クラブとなっています。

### ■放課後児童クラブの登録者数の推移

(単位:人)

幼稚園名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
西児童館 放課後児童クラブ	79	78	78	76	廃止
放課後児童クラブスマイル	23	27	21	21	17
玉村小学校放課後児童クラブ	平成31年度から開設				76
健康の森児童館 放課後児童クラブ	64	59	67	76	62
上陽児童館 放課後児童クラブ	96	96	94	93	94
中央児童館 放課後児童クラブ(※)	94	112	105	109	101
がんばりっこクラブにしきの	平成31年度から開設				19
南児童館 放課後児童クラブ	87	96	87	88	73
合 計	443	468	452	463	442

※ 待機児童数を含む。

(各年5月1日現在)

## (3) 障がい児保育の状況

障がい児や特別な支援が必要な子どもの保育では、必要に応じて保育士を加配し、集団生活の場を提供しています。

また、平成30年度からは医療的ケア児支援事業を実施し、保育所や幼稚園へ訪問看護師を派遣することにより、経管栄養やたんの吸引など、居宅(自宅)への派遣が基本の医療サービスが必要な子どもの保育も行っています。

## 5. 第1期計画の施策の評価

### (1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備状況

< 1号認定 > 認定こども園及び幼稚園

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	248人 〔90人〕	254人 〔90人〕	260人 〔90人〕	175人(266人) 〔90人〕	182人(272人) 〔90人〕
	認定こども園 10人 1か所	10人 1か所	20人 2か所	(20人) 2か所(3か所)	(20人) 1か所(3か所)
	幼稚園 238人 3か所	244人 3か所	240人 3か所	(246人) 2か所(3か所)	(252人) 1か所(3か所)
実績	292人	257人	233人	199人	218人
	認定こども園 36人 1か所	41人 1か所	56人 2か所	47人 2か所	59人 2か所
	幼稚園 256人 3か所	216人 3か所	177人 2か所	152人 2か所	159人 1か所

(各年5月1日現在)

※量の見込みのうち( )の数値は、平成29年度中間見直し前の数値

※平成29年度中間見直しの際に、認定こども園と幼稚園を一体的に量を見込んだため、平成30年度以降の量の見込みに内訳の記載はない。

※量の見込みのうち〔 〕の数値は、保育が必要な家庭に分類されるが、幼稚園の利用希望が強いと思われる子どもの数(うち数)

< 2号認定 > 認定こども園及び保育所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	535人	539人	549人(543人)	569人(547人)	553人(551人)
	認定こども園 5人 1か所	5人 1か所	(30人) 2か所	(30人) 2か所	(30人) 2か所
	保育所 530人 7か所	534人 7か所	(513人) 7か所	(517人) 7か所	(521人) 7か所
実績	536人	552人	574人	587人	568人
	認定こども園 14人 1か所	19人 1か所	43人 2か所	59人 2か所	51人 2か所
	保育所 522人 7か所	533人 7か所	531人 7か所	528人 7か所	517人 7か所

(各年度末現在。ただし、平成31年度は9月末現在)

※量の見込みのうち( )の数値は、平成29年度中間見直し前の数値

※平成29年度中間見直しの際に、認定こども園と保育所を一体的に量を見込んだため、平成30年度以降の量の見込みに内訳の記載はない。

< 3号認定 > 認定こども園及び保育所＋地域型保育

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	325 人	342 人	395 人(359 人)	393 人(376 人)	394 人(393 人)
認定こども園	5 人 1 か所	5 人 1 か所	(30 人) 2 か所	(30 人) 2 か所	(30 人) 2 か所
保育所	310 人 7 か所	327 人 7 か所	(319 人) 7 か所	(336 人) 7 か所	(353 人) 7 か所
地域型保育事業	10 人 1 か所	10 人 1 か所	(10 人) 1 か所	(10 人) 1 か所	(10 人) 1 か所
実績	384 人	391 人	402 人	422 人	411 人
認定こども園	11 人 1 か所	12 人 1 か所	19 人 1 か所	20 人 1 か所	28 人 2 か所
保育所	373 人 7 か所	379 人 7 か所	382 人 7 か所	400 人 7 か所	381 人 7 か所
地域型保育事業	—	—	1 人	2 人	2 人

(各年度末現在。ただし、平成 31 年度は 9 月末現在)

※量の見込みのうち ( ) の数値は、平成 29 年度中間見直し前の数値

※平成 29 年度中間見直しの際に、認定こども園と保育所、地域型保育を一体的に量を見込んだため、平成 30 年度以降の量の見込みに内訳の記載はない。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備状況

※以下の数値は、各年度末。ただし、平成31年度は9月末までの数値

### ①利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### ②地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	11,992人日	12,312人日	12,632人日	12,952人日	13,272人日
実績	8,883人日	12,179人日	11,716人日	9,515人日	5,168人日

### ③妊婦健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,458人日	3,332人日	3,248人日	3,164人日	3,066人日
実績	3,148人日	2,938人日	3,205人日	3,088人日	1,324人日
実施主体：保健センター					

### ④乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	239人	230人	223人	217人	211人
実績	245人	216人	239人	249人	130人
実施体制：7人 実施機関：保健センター					

### ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### ○養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
実績	14人	14人	6人	9人	11人
実施体制：7人 実施機関：保健センター					

#### ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み	実施事業：1		実施機関：子ども育成課		
実績	実施事業：1		実施機関：子ども育成課		

### ⑥子育て短期支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	520 人日	540 人日	560 人日	580 人日	600 人日
実績	629 人日	663 人日	814 人日	809 人日	360 人日

⑧一時預かり事業

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	238 人日	234 人日	230 人日	221 人日	208 人日
実績	624 人日	601 人日	576 人日	50 人日	14 人日

イ. 2号認定による定期的な一時預かりの利用

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人日				
実績	0 人日				

ウ. 上記ア・イ以外の一時的預かりの利用

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,500 人日	2,600 人日	2,700 人日	2,800 人日	2,900 人日
実績	3,494 人日	2,828 人日	2,954 人日	2,132 人日	938 人日

⑨延長保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	220 人				
実績	223 人	306 人	270 人	307 人	200 人

⑩病児保育事業、ファミリー・サポート・センターでの病児預かり事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	50 人日				
実績	44 人日	30 人日	31 人日	14 人日	3 人日

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	476 人	485 人	494 人	484 人(503 人)	488 人(512 人)
実績	443 人	468 人	452 人	463 人	442 人

※量の見込みのうち（ ）の数値は、平成 29 年度中間見直し前の数値

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人				
実績	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

専属の職員は配置していないが、担当係での情報共有、連携を図りながら対応。

## 6. ニーズ調査の状況

### (1) 調査の概要

#### ①目的

2020年度からの「第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の皆様の生活実態や子育て支援に関するご要望・ご意見などを把握するため、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ②調査期間

平成30年12月14日（金）～平成30年12月31日（月）

#### ③調査対象者

玉村町在住の就学前児童(0歳児～5歳児)、小学生1年生～6年生の保護者の中から、無作為に各1,000名を抽出し、調査を実施しました。

#### ④配布数及び回収数

	配布数	回収数	有効回収数	回収率
就学前児童	1,000	463	463	46.3%
小学生	1,000	420	417	41.7%
合計	2,000	883	880	44.0%

## (2) 主な調査結果

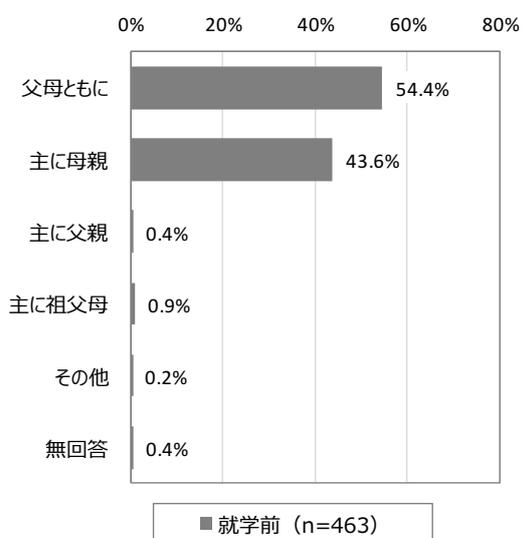
### ①子どもの育ちをめぐる環境

ア) 子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

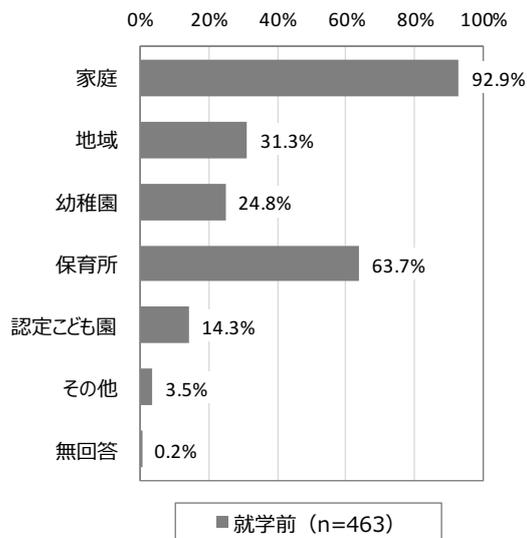
【就学前：問6、問7】

子育てや教育に日常的に関わっている方は、就学前では「父母ともに」の割合が54.4%で、「主に母親」の割合が43.6%となっています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が就学前で92.9%と高く、次いで「保育所」が63.7%となっています。

■ 日常的に関わっている方



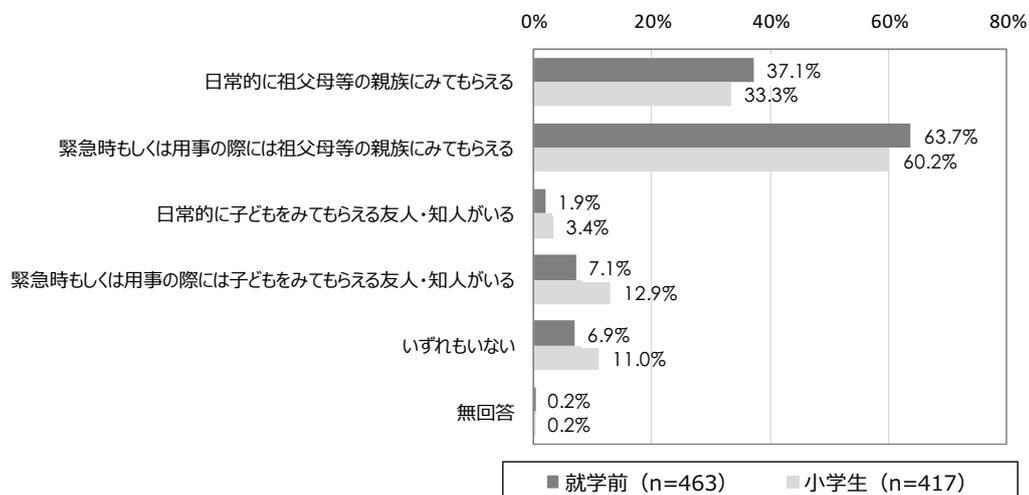
■ もっとも影響する環境



イ) 子どもをみてもらえる親族・知人について

【就学前：問8、小学生：問6】

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が就学前(63.7%)、小学生(60.2%)ともに最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前(37.1%)、小学生(33.3%)となっています。

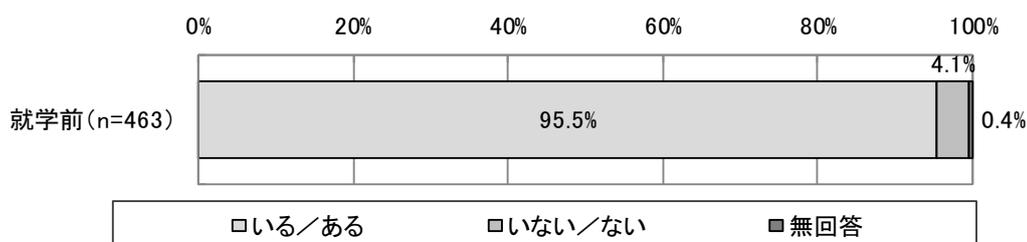


ウ) 子育てや教育をする上での相談相手 【就学前：問9、問9-1】

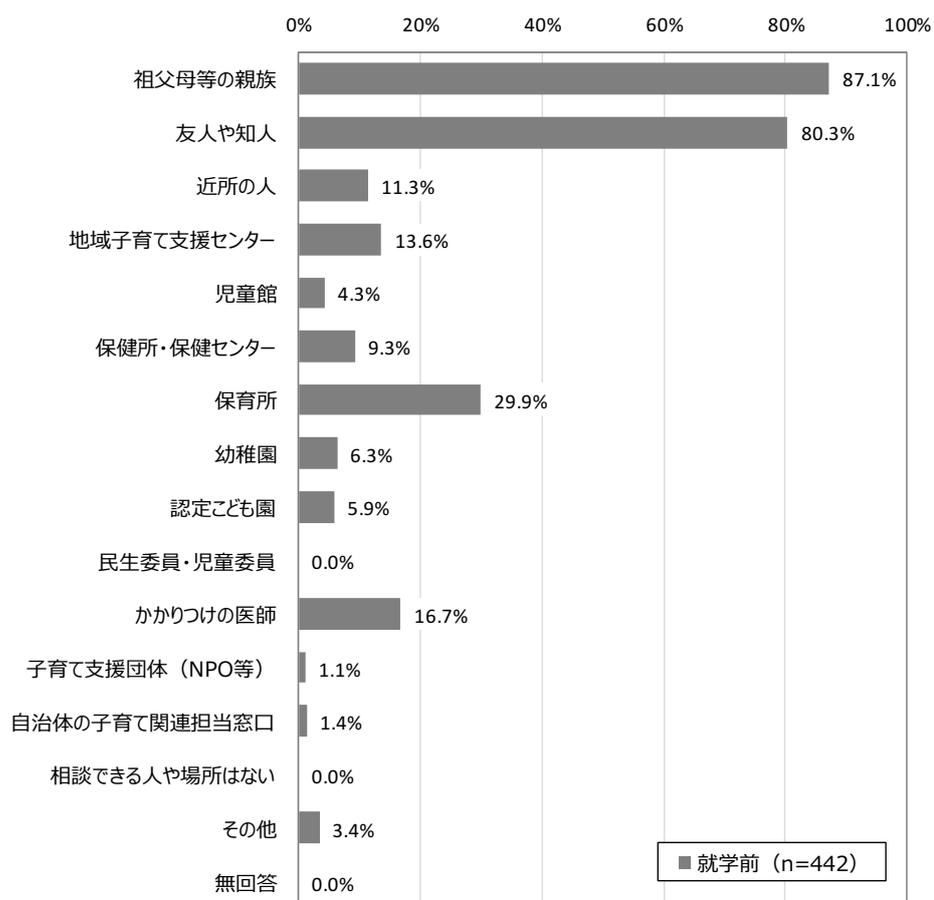
子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が95.5%と高い中、「いない/ない」の割合は4.1%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母等の親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも8割を超え高くなっています。

■子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無



■気軽に相談できる先

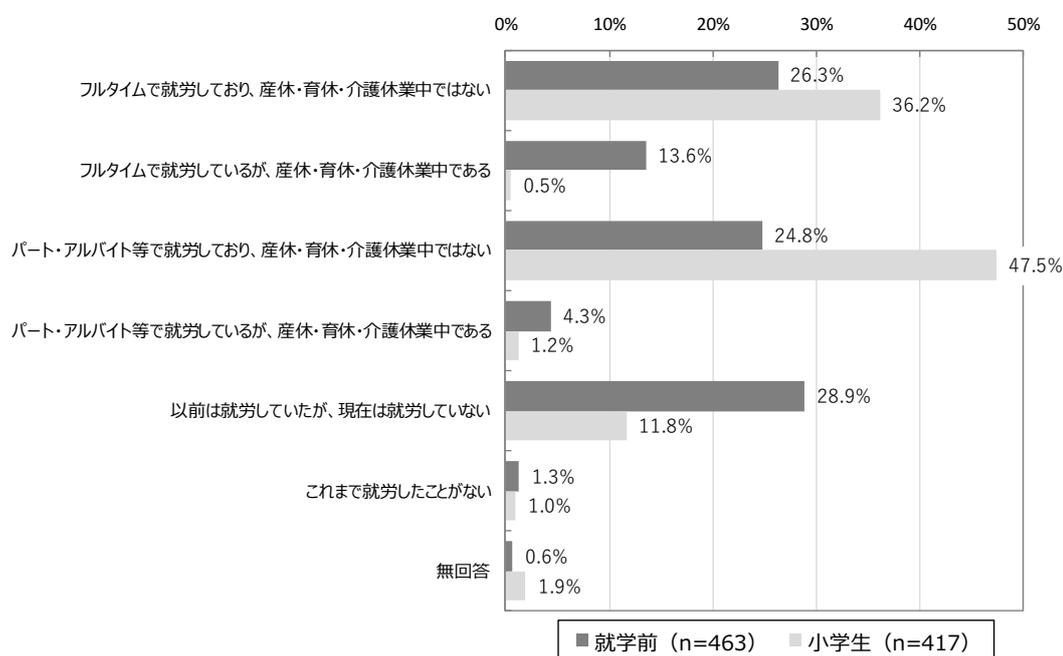


## ②保護者の就労状況

ア) 母親の就労状況について 【就学前：問 11、小学生：問 8】

就学前の母親の就労状況については、産休中なども合わせた「フルタイムで就労」が 39.9%、「パート・アルバイト等で就労」が 29.1%で、合わせると就労している人は 69.0%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせると 30.2%となっています。

小学生の母親の就労状況については、産休中なども合わせた「フルタイムで就労」が 36.7%、「パート・アルバイト等で就労」が 48.7%で、合わせると就労している人は 85.4%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせると 12.8%となっています。

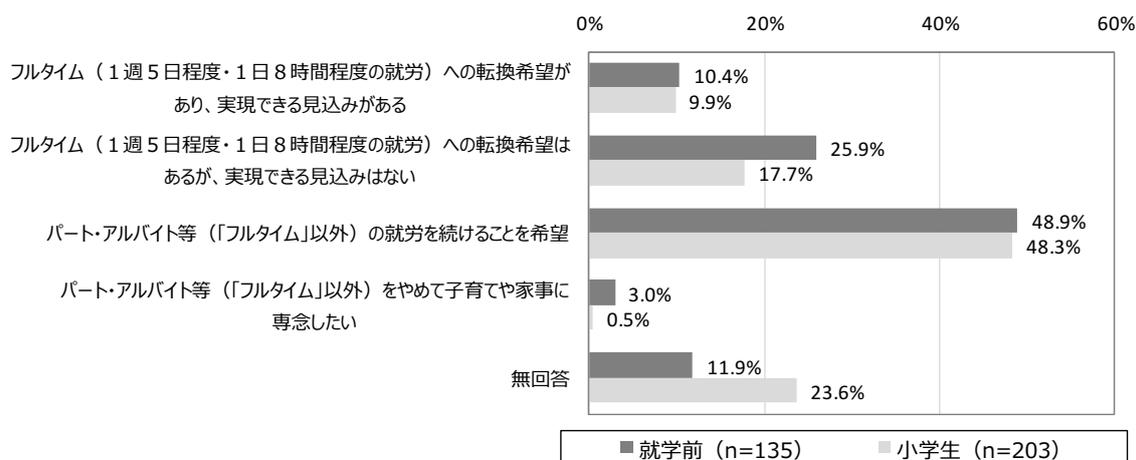


イ) 現在、パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望について

【就学前：問 12、小学生：問 9】

フルタイム以外で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が就学前（25.9%）、小学生（17.7%）となっており、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合は就学前（10.4%）、小学生（9.9%）ともに「実現できる見込みはない」を下回っています。

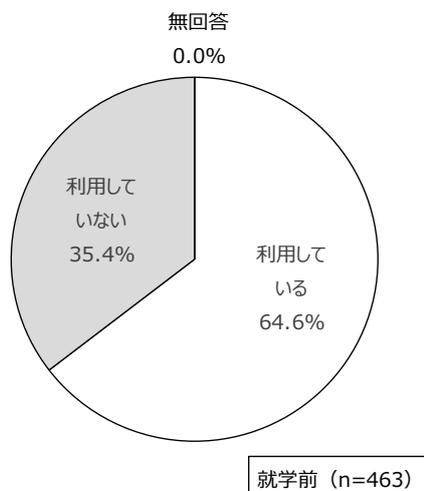
また、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が就学前（48.9%）、小学生（48.3%）ともに高くなっています。



### ③平日の定期的な教育・保育事業について

ア) 平日の定期的な教育保育の利用状況 【就学前：問 14】

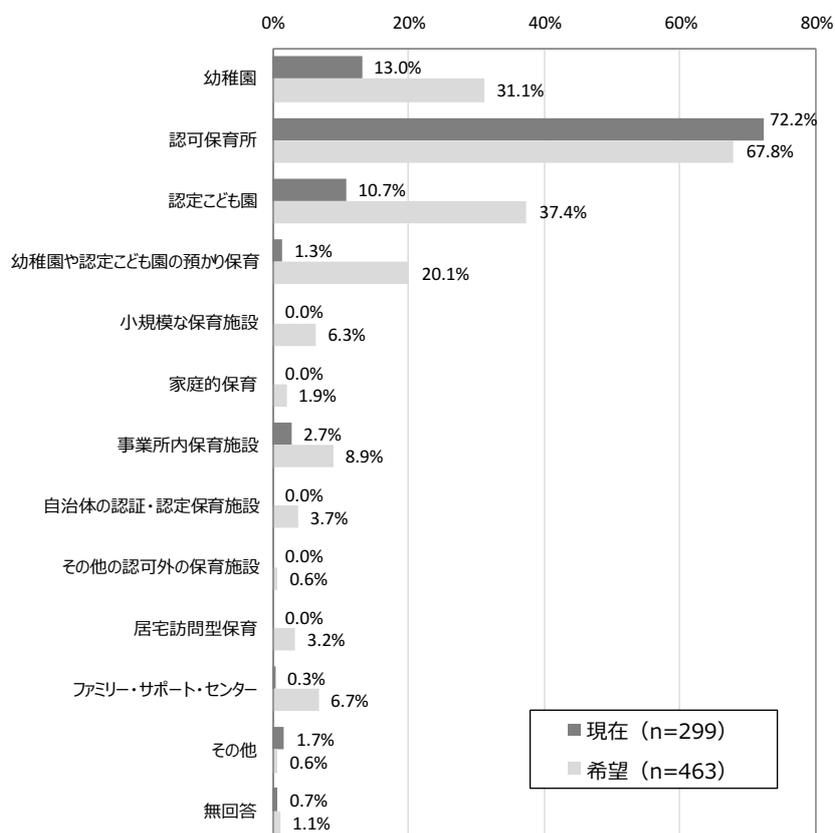
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が64.6%、「利用していない」が35.4%となっています。



イ) 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業 【就学前：問 14-1、問 15】

現在利用している平日の定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が 72.2%で最も高く、次いで「幼稚園」が 13.0%、「認定こども園」が 10.7%となっています。

今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が 67.8%と最も高く、次いで「認定こども園」が 37.4%、「幼稚園」が 31.1%となっています。



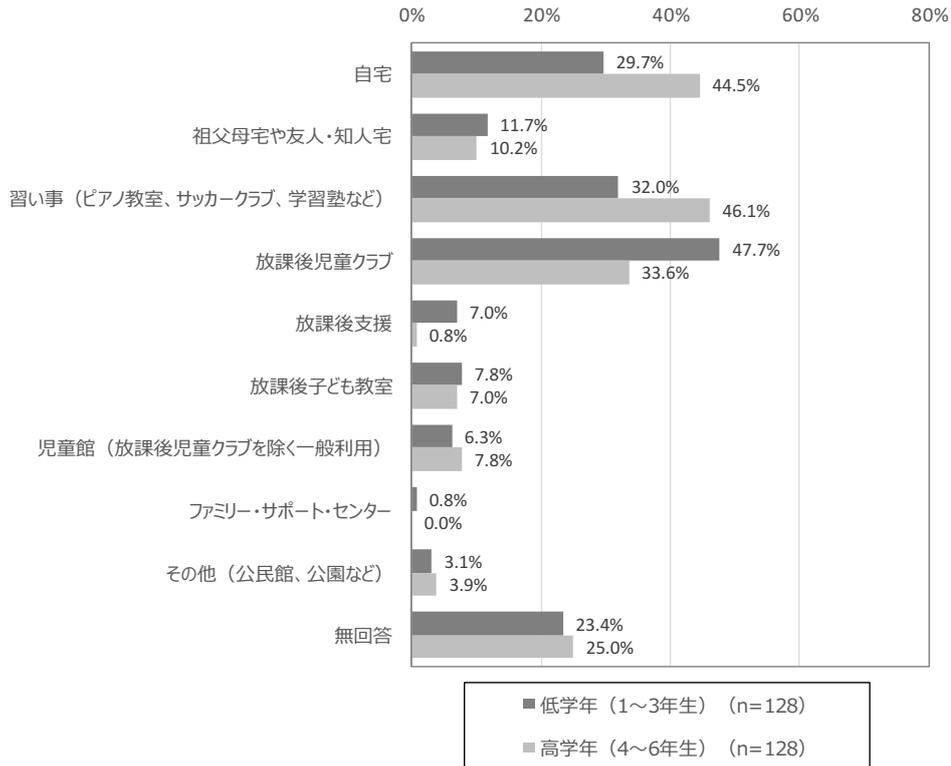
#### ④放課後の過ごし方について

ア) 小学校入学後、低学年（1～3年）、高学年（4～6年）の放課後の過ごし方

【就学前：問 26、問 27】

就学前の保護者の小学校低学年（1～3年）の過ごし方では、「放課後児童クラブ」が47.7%で最も高く、次いで「習い事」が32.0%、「自宅」が29.7%となっています。

就学前の保護者の小学校高学年（4～6年）の過ごし方では、「習い事」が46.1%で最も高く、次いで「自宅」が44.5%、「放課後児童クラブ」が33.6%となっています。

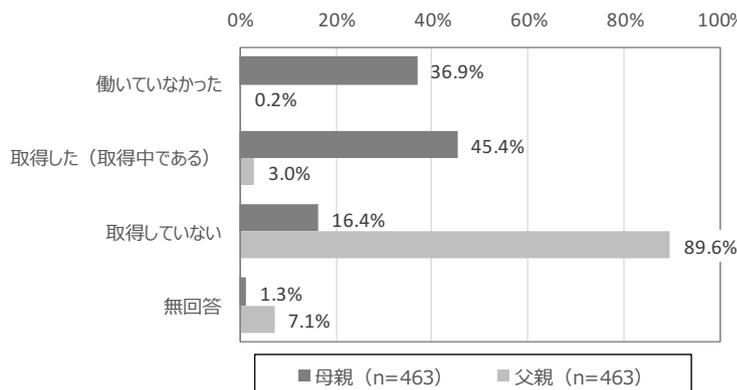


#### ⑤育児休暇の利用について

ア) 父母のいずれかが育児休業の取得をした方 【就学前：問 30】

育児休暇の取得については、母親では、「取得した（取得中である）」が45.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」が36.9%、「取得していない」が16.4%となっています。

父親では、「取得していない」が89.6%と最も高くなっています。

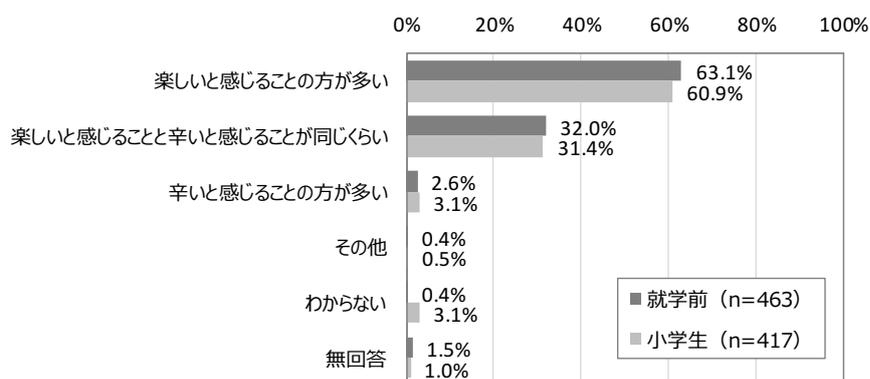


## ⑥子育てについて

ア) 子育てを楽しんでいることについて 【就学前：問 32、小学生：問 22】

自分にとっての子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が就学前(63.1%)、小学生(60.9%)ともに最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」で、就学前が32.0%、小学生が31.4%となっています。

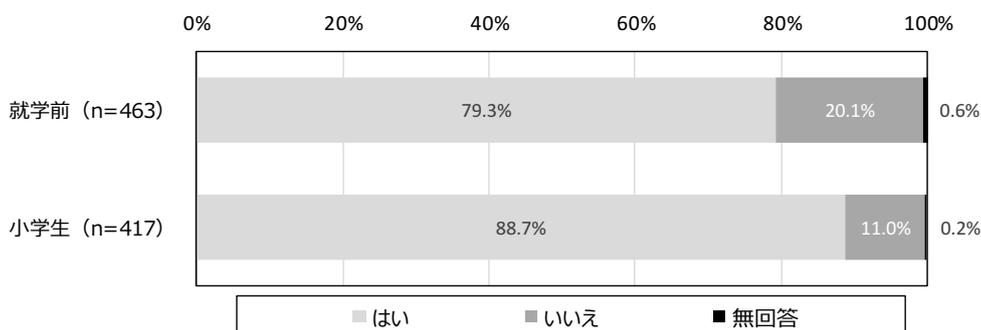
また、「辛いと感じることの方が多い」の割合は就学前が2.6%、小学生が3.1%となっています。



イ) 子どもをどなったり、たたいたりしてしまいそうな気持ちになったこと

【小学前：問 34、小学生：問 24】

子どもをどなったり、たたいたりしてしまいそうな気持ちになったことがあるかについては、「はい」の割合が就学前で79.3%、小学生で88.7%となっており、「いいえ」の割合は就学前が20.1%、小学生が11.0%となっています。



## 7. 町の子ども・子育てにおける課題

- ・各家庭の世帯員数の構成の推移から、世帯の少人数化傾向が強くなっていることがわかります。また、ひとり親家庭も増加しています。これからの子育て支援施策においては、各家庭のニーズに沿った多様な支援が求められます。
- ・児童虐待等防止のため、虐待リスクの高い家庭を早期に把握し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関の連携体制の強化とともに、相談対応にあたる職員の専門性を高める必要があります。
- ・就労（パート・アルバイト等）を希望する母親が増加しており、共働き世帯は今後も増加する見通しです。多様なニーズに対応した幼児期の教育や保育サービスの充実に求められます。



### 第3章 計画の基本的な考え方



「桐生が岡公園」



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

子育てをめぐる地域や家庭の状況は、女性の就業率の増加や少子化により変化しています。すべての子どもが夢を持ち、笑顔で心豊かに育ち、子どもと保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指すとともに、地域みんなで子どもと保護者に寄り添い、子どもの成長を支えていく環境が求められています。

本計画においては、すべての子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、行政と町民が一体となって子ども及び子育て家庭を支援していくための基本理念を次のとおり定め、関連施策を推進していきます。

## 『子どもの夢・笑顔

## みんなで支えるまち たまむら』

### 2. 基本目標

本計画では、次の8つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

#### 基本目標1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実

少子化により子どもの数や兄弟姉妹の数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育つ環境も変容しています。子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合い健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育環境を充実させていきます。

また、子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康の増進を図るとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進していきます。

#### 基本目標2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支え合えるネットワークづくりを推進していきます。

### **基本目標 3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち**

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう、母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身の健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

### **基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち**

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

### **基本目標 5 仕事と家庭が両立できるまち**

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。

### **基本目標 6 子育て家庭の生活環境の充実したまち**

公共交通機関や公共施設、歩道などのバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備を推進します。また、子どもたちが安心して生活できる環境整備に努めるとともに、快適な生活環境づくりに向けた地域の居住環境の整備を進めていきます。

### **基本目標 7 子どもが安全に安心して暮らせるまち**

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、安全な道路環境づくりと交通安全施設の充実に取り組んでいきます。また、子どもの安全を確保するため、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進していきます。

### **基本目標 8 要支援児童等へのきめ細かな取り組みをするまち**

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がい児及びその家族などへの支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭の子育て支援を推進します。特に、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を推進していきます。

### 3. 計画の体系

本計画の体系は、次の通りです。

基本目標	施 策
1. 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実	(1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
	(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保
	(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
	(5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
	(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
2. 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち	(1) 保育体制の整備
	(2) 多様な保育サービスの提供
	(3) 子育て相談体制の充実
	(4) 子育て情報提供の充実
	(5) 地域における子育て支援のネットワークづくり
	(6) 子どもを社会で育てる意識の醸成
3. 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち	(1) 出産や育児不安への相談体制の充実
	(2) 子どもや親の健康の確保
	(3) 食育の推進
	(4) 思春期保健対策の推進
4. 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち	(1) 親になるための学習環境の充実したまち
	(2) 子どもや青少年の活動の場や機会の確保
	(3) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進
	(4) 地域活動の推進
	(5) 有害環境対策
5. 仕事と家庭が両立できるまち	(1) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進
	(2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
	(3) 子育ての経済的支援

6. 子育て家庭の生活環境の充実したまち	(1) 都市計画に基づくまちづくりの推進
	(2) 安心して子育てできる住環境づくり
	(3) 快適な公園環境の整備
7. 子どもが安全に安心して暮らせるまち	(1) 安全な道路交通環境の整備
	(2) 子ども等の安全の確保
8. 要支援児童等へのきめ細かな取り組みをするまち	(1) 児童虐待防止対策の充実
	(2) 成長・発達の支援
	(3) 障がい児施策の充実

## 第4章 個別施策の展開



「どんぐりひろい」



## 第4章 個別施策の展開

### 基本目標 1 教育・保育及び地域子育て支援事業の充実

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備

##### < 1号認定 > 認定こども園及び幼稚園（3歳以上）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）		213 〔11〕	211 〔11〕	208 〔11〕	211 〔11〕	210 〔11〕
確保方策 （人）	認定こども園	165	165	165	165	165
	幼稚園	180	180	180	180	180
過不足		132	134	137	134	135

※量の見込みのうち〔 〕の数値は、保育が必要な家庭に分類されるが、幼稚園の利用希望が強いと思われる子どもの数（うち数）

##### < 2号認定 > 認定こども園及び保育所（3歳以上）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）		577	571	563	572	567
確保方策 （人）	認定こども園	66	66	66	66	66
	保育所	623	668	599	599	599
過不足		112	163	102	93	98

##### < 3号認定 > 認定こども園及び保育所＋地域型保育（0歳、1～2歳）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）		483	486	479	474	467
	0歳保育	120	123	120	119	118
	1～2歳保育	363	363	359	355	349
確保方策 （人）	認定こども園	44	44	44	44	44
	保育所	423	456	436	436	436
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足		-16	14	1	6	13

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

### ①利用者支援事業（特定型、母子保健型）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（「特定型」は、保育コンシェルジュを町の窓口等に配置する。「母子保健型」は、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う。）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	9,645	9,567	9,437	9,333	9,203
確保方策（人日）	9,645	9,567	9,437	9,333	9,203
過不足	0	0	0	0	0

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	3,075	3,036	2,972	2,959	2,921
確保方策（人日）	3,075	3,036	2,972	2,959	2,921
過不足	0	0	0	0	0

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	247	244	239	238	235
確保方策（人）	247	244	239	238	235
過不足	0	0	0	0	0

### ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### ○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	12	11	11	11	11
確保方策（人）	12	11	11	11	11
過不足	0	0	0	0	0

#### ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ））

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

### ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	751	751	687	728	723
確保方策（人日）	751	751	687	728	723
過不足	0	0	0	0	0

### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	600	594	586	588	581
確保方策（人日）	600	594	586	588	581
過不足	0	0	0	0	0

イ. 2号認定による定期的な一時預かりの利用

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

ウ. 上記ア・イ以外の一時預かりの利用

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	2,097	2,079	2,050	2,056	2,033
確保方策（人日）	2,097	2,079	2,050	2,056	2,033
過不足	0	0	0	0	0

### ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	276	273	269	276	273
確保方策（人）	276	273	269	276	273
過不足	0	0	0	0	0

### ⑩病児保育事業、ファミリー・サポート・センターでの病児預かり事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人日）	14	14	13	14	13
確保方策（人日）	14	14	13	14	13
過不足	0	0	0	0	0

**⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人）	463	463	423	449	445
1年生	150	150	137	145	144
2年生	136	136	125	132	131
3年生	106	106	96	102	101
4年生	59	59	54	58	57
5年生	12	12	11	12	12
6年生	0	0	0	0	0
確保方策（人）	557	557	557	557	557
過不足	94	94	134	108	112

**⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

**⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進することや、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を支援する事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

### **(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保**

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進をするため、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を継続し、さらに連携を強化していくことで、円滑な事務の実施を図ります。

### **(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対して相談支援を行うとともに、関係する担当部局と連携し、情報提供を行います。

### **(5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携**

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等、県が行う施策との連携を図ります。

### **(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、町の実情に応じた取組を推進します。

## 基本目標2 子育てを応援する子育てサービスの充実したまち

### (1) 保育体制の整備

保育サービス量の充実、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取り組みを進めます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①保育所における保育	保育所における通常保育	ニーズに応じた保育の実施に努めます。	子ども育成課
②地域の事情を踏まえた保育所等の確保	保育所等の確保	児童数の推移やニーズ、地域の事情を踏まえ、必要に応じて保育所等の確保に努めます。	子ども育成課
③幼稚園における保育	幼稚園における保育	継続して実施します。	学校教育課
④一時預かり・延長保育	【一時預かり】 保育所に在所していない児童の保護者のリフレッシュや保護者に急用が生じた際、保育所において保育を実施 【延長保育】 保護者の勤務状況等に応じて、通常の開所時間を超えて保育を実施	実施施設数の拡充に努め、利用促進のため、情報提供を行います。	子ども育成課
⑤老朽化した施設の整備・改修等	保育施設の整備・改修等	保育施設の整備や改修等に努めます。	子ども育成課

### (2) 多様な保育サービスの提供

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズへの対応と、地域における子育て支援体制を整備します。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業	子育ての「援助を必要とする人」と「援助をしたい人」を会員とし、保育所等への送迎や、緊急時の預かり等を実施する相互援助活動	安定的な運営を継続するため、まかせて会員を中心に会員の拡充に努めます。	子ども育成課
②0歳児保育事業	保育施設における低年齢児に対する保育	0歳児保育のニーズ量に応じ、定員増に努めます。	子ども育成課
③病児・病後児保育事業	病気の発症から回復期にあり集団保育が困難な子どもの保育	民間保育施設等での実施について、ニーズ量を踏まえて検討を行います。	子ども育成課
④地域子育て支援拠点事業	主として概ね3歳未満の児童及び保護者の育児援助、育児相談支援	地域子育て支援センターに加え、児童館での実施を進めます。	子ども育成課
⑤幼稚園の預かり保育	幼稚園における預かり保育	幼稚園において、通常保育時間以降の延長した保育機会の充実に努めます。	学校教育課
⑥児童館の親子教室	児童館において実施する「親子教室」	親子のふれあいの場、友達づくりの場として定期的実施します。	子ども育成課

### (3) 子育て相談体制の充実

子どものしつけや接し方など、子育てに不安や悩みを抱える親に対して、気軽に安心して相談できるよう、保健センターや地域子育て支援センター、児童館等での相談体制を一層充実させ、きめ細かな対応ができるように努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①相談機能の充実	子どもに関する相談業務	<b>【子ども育成課】</b> 地域子育て支援センターや児童館等の来場者に親子がふれあう機会を提供するとともに相談を受けつけ、育児不安などの解消に努めます。 <b>【健康福祉課】</b> ・窓口健康相談を月1回実施します。 ・相談内容：妊産婦や育児に関する相談、乳幼児身体計測等 ・周知方法：町広報や年間日程表等で周知します。 <b>【福祉の総合相談窓口】</b> 上記2課による総合相談窓口を設置し、相談機能を拡充します。	子ども育成課 健康福祉課
②教育相談室	教育相談室の取り組み	児童生徒及び教職員・保護者を対象に教育相談を実施します。	学校教育課
③適応指導教室 (ふれあい教室)	適応指導教室	児童生徒を対象に学校及び社会への適応指導を実施します。	学校教育課
④通級指導教室 (通級教室)	通級指導教室	幼児児童生徒を対象に言語及び情緒の適応指導を実施します。	学校教育課

### (4) 子育て情報提供の充実

子育て家庭等へ子育てに関する様々な情報が的確に確実に提供されるよう、ガイドブックやホームページ等を活用した情報提供等を実施していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①ガイドブックを活用した情報提供	子育て情報を集約したガイドブックの作成・配布	子育て情報を集約したガイドブックを毎年更新し、最新情報を提供します。	子ども育成課 健康福祉課
②ホームページを活用した情報提供	ホームページを活用した子育て情報の提供	毎月及び随時、町ホームページにて最新の子育て情報を提供します。	子ども育成課
③チラシを活用した情報提供	毎月のイベント情報等を記載したチラシの作成・配布	子育て支援センターと児童館のたよりを毎月発行し、最新情報を提供します。	子ども育成課

## (5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくためには、地域において子育てをサポートしている様々な人や組織が連携し、有機的に機能していくことが重要です。地域における多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援活動の充実と子育て活動のネットワーク化の充実に努めています。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①子育て広場	親子の仲間づくりや母親の情報交換の場づくり	子育て支援センターや児童館を親子のふれあいの場として利用が増えるよう、ホームページなどを活用し、情報提供の場を増やします。	子ども育成課
②子育てネットワーク	子育てネットワークの充実	「子育ておうえん隊」を中心に子育てネットワークの充実に図ります。	子ども育成課
③子育てボランティアの養成	子育てボランティアの養成	定期的に講座を実施し、子育てボランティアの増加に努めます。	子ども育成課
④ブックスタート事業	乳幼児の絵本との出会いの機会の創出のため、絵本をプレゼント	毎月の4か月健診・1歳6か月健診時に絵本をプレゼントすることにより、家庭内におけるふれあいの機会を提供し、併せて町子育て情報を提供します。	生涯学習課 子ども育成課 健康福祉課
⑤絵本の読み聞かせ	図書館・小学校における絵本の読み聞かせ	ボランティアの協力を得て実施し、一層の充実に図ります。	生涯学習課 学校教育課
⑥絵本の講座	本の読み方、選び方及び子どもの年齢に応じた絵本の講座	継続して実施します。	生涯学習課

## (6) 子どもを社会で育てる意識の醸成

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもを産み育てることに関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割を果たせるよう、様々な情報を提供し、意識の啓発に努めます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①子育て講座・子育て講演会	子育てに関する講座・講演会	子育て意識の啓発及び子育ての不安やストレスの軽減につながる講座や講演会を実施します。	子ども育成課 生涯学習課

## 基本目標3 親と子どもの健康の確保・増進を応援するまち

### (1) 出産や育児不安への相談体制の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる快適な環境を確保することが必要です。

妊婦の健康づくり支援とともに、健やかな妊娠期を過ごすことができる環境づくりなど、安全で快適な妊娠・出産の支援が求められています。また、不妊で悩む夫婦に対する支援の充実に努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、妊婦健診、母親学級やパパママ教室の案内を行い、参加を促進します。	健康福祉課
②母親学級・パパママ教室	【母親学級】 初妊婦を対象とした、妊娠・分娩・育児・栄養等に関する指導 【パパママ教室】 初めて父親になる人に対する心構え及び指導	【母親学級】 初妊婦を対象とした、妊娠・分娩・育児・栄養等に関する指導を実施します。 【パパママ教室】 初めて父親になる人に対する心構え及び指導を実施します。	健康福祉課
③妊産婦・新生児訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	助産師による妊産婦・新生児訪問、保健師による生後4か月までの児童のいる家庭への訪問	継続して実施します。	健康福祉課
④はじめての離乳食講習会	離乳食の始め方や調理指導	離乳食を開始する時期の児童と保護者を対象にした指導を実施します。	健康福祉課
⑤子育て・離乳食相談	乳幼児健診の経過観察児のフォロー、その他身体計測、育児相談・離乳食相談を実施	今までの窓口相談に、新しく離乳食相談を加え、実施します。	健康福祉課
⑥歯っぴいスマイル相談	1歳3か月児の歯科や育児、発達の相談を実施	月1回の開催を継続して実施します。	健康福祉課
⑦のびやか発達相談	心理判定員による心理発達に関する個別相談	継続して実施します。	健康福祉課
⑧こうのとりの助成事業	不妊治療を行う夫婦に対する医療費の一部助成	継続して実施します。	健康福祉課
⑨カウンセラー配置事業	不安をもつ子どもや保護者からの相談に応じたり、特別な支援が必要な子どもや保護者への支援を実施	継続して実施します。	学校教育課
⑩マタニティマークの推進	マタニティマークの配付	母子手帳の交付時に配付します。	健康福祉課
⑪ママヘルパー派遣事業	妊産婦の家事の補助や乳幼児のもく浴介助等を実施するヘルパーの派遣	継続して実施します。	子ども育成課
⑫子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援、必要な情報・サービスの提供を実施	令和2年9月から実施予定	健康福祉課

## (2) 子どもや親の健康の確保

子どもは健康な家庭で健やかに育ちます。子どもと親の健康の確保に向け、子どもの成長にあわせ、親と子の健康づくりを推進していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①妊婦健康診査	妊婦の健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を配布し、妊婦健康診査の受診率アップに努めます。	健康福祉課
②産婦健康診査	産婦の健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する支援を実施します。	健康福祉課
③4か月・10か月児健康診査	乳児の発達の節目にあたり実施する健康診査	未受診者への連絡等を行い、受診率のアップに努めます。	健康福祉課
④1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査	幼児期における身体の発育や精神発達の診査	未受診者への連絡等を行い、受診率のアップに努めます。	健康福祉課
⑤感染症予防事業	予防接種	乳幼児健診等で接種状況を確認し、未接種者への声かけを行います。また、予防接種実施医療機関の充実を図り、誰でもかかりつけ医で予防接種が受けられるように環境を整備します。	健康福祉課

## (3) 食育の推進

食生活は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子の関係などにも波及する基本的な問題として食育の重要性が見直されています。子どもの豊かな心と健やかな心身を育むために、子どもの食事の大切さを教え、良い食習慣を身につけるよう地域ぐるみで食生活の改善に取り組んでいきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①親子食育教室	親子参加で実施する食育教室	継続して実施します。	健康福祉課
②食生活改善推進員の育成	地域の食育や食習慣改善のため、食生活に関する知識の普及と啓発を行う食生活改善推進員の育成	学習会などの機会を増やし、食生活改善推進員の活動の幅を広げていきます。	健康福祉課
③幼稚園・保育所・小中学校における、さまざまな食育体験活動	幼稚園・保育所・小中学校における、さまざまな食育体験活動	豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、食育を推進していきます。	学校教育課 子ども育成課

#### (4) 思春期保健対策の推進

心と体の調和のとれた総合的な健康づくりを推進します。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①思春期家族教室	中学に入学する児童の保護者を対象に、思春期特有の諸問題をテーマとした講演会等を実施	入学説明会や入学後の保護者会で講演等の実施に努めます。	学校教育課
②薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	薬物や喫煙による害や非行に対する共通理解と防止意識の啓発	「社会を明るくする運動」の充実に努めます。	健康福祉課

## 基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の充実したまち

### (1) 親になるための学習環境の充実したまち

子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てができるよう学習機会や相談機会の充実に努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①子育て講座・子育て講演会（再掲）	子育てに関する講座・講演会	子育て意識の啓発及び子育ての不安やストレスの軽減につながる講座や講演会を実施します。	子ども育成課 生涯学習課
②母親学級・パパママ教室（再掲）	【母親学級】 初妊婦を対象とした、妊娠・分娩・育児・栄養等に関する指導 【パパママ教室】 初めて父親になる人に対する心構え及び指導	【母親学級】 初妊婦を対象とした、妊娠・分娩・育児・栄養等に関する指導を実施します。 【パパママ教室】 初めて父親になる人に対する心構え及び指導を実施します。	健康福祉課

### (2) 子どもや青少年の活動の場や機会の確保

子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、自立心や仲間意識等を養うと共に、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を拡充していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①児童館	子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の提供	厚生員を中心に健全な遊びを提供し、子どもや保護者同士の交流の機会の充実に努めます。	子ども育成課
②子ども会活動応援	子ども会活動の支援	各子ども会との連携を強化し、情報を共有・提供するなど、活動の支援をより充実させます。	生涯学習課
③放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	ニーズの増加や要支援児童等の受け入れに柔軟に対応し、保護者就労中の小学生に適切な遊び及び生活の場を提供します。	子ども育成課
④子どもの地域活動の支援	子どもの地域活動の支援	「玉村カレー」の食材栽培など、子どもの地域活動団体等と連携を密にし、地域全体で取り組んでいきます。	経済産業課
⑤学校開放事業	学校施設の開放	玉村小学校・玉村中学校の地域交流スペースを開放し、地域活動の充実に努めます。	学校教育課
⑥青少年ボランティア活動推進事業	青少年のボランティア活動	継続して実施します。	生涯学習課
⑦高齢者とのふれあい事業	子どもと高齢者との交流	保育所・児童館において長寿会等との世代間交流事業を実施します。	子ども育成課 健康福祉課

⑧放課後の子どもの居場所づくり	放課後の子どもの居場所づくり	【子ども育成課】 各小学校区において放課後児童クラブを実施し、各クラブの活動を通して地域や学校との連携を強化します。 【学校教育課】 児童館や学校をはじめとした公共施設等の活用と、家庭・学校・地域・行政が一体となった居場所づくり、学校支援センターの機能を活かした放課後の活動支援に取り組みます。	子ども育成課 学校教育課
⑨放課後子ども教室	放課後等にすべての小学生を対象に、安全・安心な居場所を提供し、地域住民等の参画を得て学習やスポーツ、地域との交流活動等を実施	各小学校での実施に向けた取り組みを行います。	生涯学習課
⑩学校外活動の充実	学校外における活動の場の提供	学校の休日や長期休業期間中に、各種体験型学習会や講座等を継続して実施します。	生涯学習課
⑪子ども食堂の充実	子どもの居場所、世代間交流の場として食事の提供を実施	継続して実施（現在3か所。小学校区に1か所を目指す。）。また、NPO 法人と協力し、フードドライブも継続実施します。	健康福祉課

### （3）生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

次世代の親の育成と豊かな人間性の伸長に向けた多様な教育活動と開かれた学校づくりを推進していきます。そして、子ども自身が生きる意義を認識するとともに、個性・可能性を伸ばし、自ら考え学ぶ意欲など、生きる力を育むことができるよう、きめ細かな教育を推進していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①職員の資質の向上	専門職員の資質の向上のための取り組み	児童館の児童厚生員や保育所保育士、幼稚園教諭の研修を実施します。	子ども育成課 学校教育課
②確かな学力の向上	学校における学力向上に向けた取り組み	各学校における「学力向上計画」を策定します。また、少人数指導のための臨時補助指導員（たまむらプラン）をすべての小中学校へ配置します。	学校教育課
③学校支援等事業	学校と地域社会の連携	地域学校協力者会議や学校支援センター等により、各学校・幼稚園及び保育所・児童館と地域社会との連携を強化します。	学校教育課 子ども育成課
④地域とともにある学校づくり	地域とともにある学校づくり	学校評議員制度、学校評価制度の効果的な活用とともに、学校要覧、学校通信、学校公開日やホームページの充実を図ります。	学校教育課

⑤体験活動事業	学校における体験活動	自然体験・社会体験、歴史や文化、実物に触れる体験などの体験活動の充実を図ります。	学校教育課
⑥不登校児童生徒への対応	不登校などへの対応	教育相談員や町スクールカウンセラーによる児童生徒及び教職員・保護者を対象とした教育相談を実施します。また、該当児童生徒を対象に学校及び社会への適応指導を行います。	学校教育課
⑦将来の国際人づくり	外国への派遣事業	中学生を英語圏へ派遣します。	学校教育課
⑧幼保小の連携	幼稚園・保育所・小学校の連携	新入学児童に対する個に応じた支援を充実させるため、指導要録の引き継ぎ、情報交換会の実施、支援カードの作成と活用を進め、幼保小間の情報交換等の充実を図ります。	学校教育課 子ども育成課

#### (4) 地域活動の推進

地域でのボランティア活動やスポーツ活動を通じて、子どもたちの生きる力を育めるよう、それぞれの体力や年齢、興味・目的に応じた地域活動環境の充実に努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①地域スポーツ活動の推進	地域のスポーツ活動	①町民ひとり1スポーツの実現に向け、町体育施設での各種スポーツ教室や大会の開催と併せ、スポーツを通じた世代間交流に取り組みます。 ②体育協会・スポーツ推進委員会、各種スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校運動部等の相互連携を強化するとともに、地域スポーツリーダーを養成します。	生涯学習課

#### (5) 有害環境対策

青少年を取り巻く社会環境を悪化させる有害図書をはじめタバコ、アルコールや薬物等についても、地域、学校と家庭がともに有害環境を改善する取り組みを推進していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①有害環境排除活動	有害環境を排除する活動	有害環境排除に向け、地域の協力体制を構築します。	生涯学習課

## 基本目標 5 仕事と家庭が両立できるまち

### (1) ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進

ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活、就労や養育などに様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安の解消や自立に向けた支援を一層充実していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①ひとり親家庭への総合相談	ひとり親家庭の総合相談窓口	窓口において随時相談を受け付け、各種手続きなどの案内を行います。	子ども育成課

### (2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男女がともにあらゆる社会活動に参加し、豊かで潤いのある生活の充実に向けた環境整備が求められています。

子育て中の男女の働き方や父親の子育て参加の促進など、事業所の協力を求めていくとともに、男女共同の家庭づくりの重要性についての意識の啓発や、男性の家事参加の促進を図っていきます。

また、職場での昇進機会の平等化や行政等の設置する審議会等への女性の登用機会の拡充に努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の推進	①広報たまむら「人権フォーラム」にて情報提供を実施します。 ②男女共同参画社会の推進に関する講座を開催します。	企画課
②多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	多様な就労形態に関する啓発	「群馬県育児いきいき参加企業認定制度」の周知を図り、子育て支援を行う町内企業の増加を図ります。	経済産業課
③育児休業制度等の周知と取得促進	育児休業制度の促進	「群馬県育児いきいき参加企業認定制度」の周知を図り、育児休業等を取得しやすい町内企業の増加を図ります。	経済産業課

### (3) 子育ての経済的支援

子育て家庭への経済的支援として、養育費の支給、医療費の助成、教育費などの負担の軽減に努めるとともに、子どもの貧困対策にも取り組んでいきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①児童扶養手当	ひとり親家庭等に対する手当	支給対象者に対し、的確な手続き案内を行います。	子ども育成課
②児童手当	中学校終了前の子どもの保護者に対する手当	支給対象者に対し、的確に支給します。	健康福祉課
③母子・父子家庭児童及び交通遺児就学給付金	義務教育期間中のひとり親家庭児童や交通遺児を対象とした給付金	支給対象者に対し、的確に支給します。	子ども育成課
④母子家庭・父子家庭医療費補助事業	ひとり親家庭の医療費補助	補助対象者に対し、的確に支給します。	住民課
⑤子ども医療費補助事業	中学校終了前の子どもの医療費補助	補助対象者に対し、的確に支給します。	住民課
⑥重度心身障害者医療費補助事業	重度の心身障がい者への医療費補助	補助対象者に対し、的確に支給します。	住民課
⑦出産育児一時金事業	国保加入者への出産一時金支給	対象者に対し、的確に支給します。	住民課
⑧就学援助費	低所得世帯を対象に義務教育に必要な経費を援助	支給対象者に対し、的確に支給します。	学校教育課
⑨学習支援	ひとり親や低所得世帯を対象とした無料の学習支援（小・中学生対象）	町内3か所で実施しており、事業の継続・拡充に努めます。	子ども育成課 健康福祉課
⑩幼児教育・保育無償化	3歳～5歳を対象として、幼児教育及び保育サービスの利用に対する給付を実施 ※利用上限あり。	支給対象者に対し、的確に支給します。	学校教育課 子ども育成課
⑪給食費の負担軽減	子どもの給食費の軽減	対象者に対し、継続・拡充に努めます。	学校教育課 子ども育成課

## 基本目標6 子育て家庭の生活環境の充実したまち

### (1) 都市計画に基づくまちづくりの推進

安全に安心して生活できる快適なまちづくりは、年齢に関わらずすべての市民に共通する大切な要素です。子どもと子育て家庭はもちろんのこと、人に優しいまちづくりを長期的な展望のもとに推進していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①都市計画に基づくまちづくりの推進	都市計画に基づくまちづくり	玉村町都市計画マスタープランに基づく都市施設整備の基本方針の実現を目指します。また都市交通体系、公園・緑地体系の整備は、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。	都市建設課

### (2) 安心して子育てできる住環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、公営住宅の居住環境整備に取り組んでいきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①ファミリー向けの住宅の支援	子育て世帯向け住宅	町全体の状況を把握し、公営住宅の長寿命化、住環境向上を図り、全年齢対応型の公営住宅改善に努めます。	都市建設課

### (3) 快適な公園環境の整備

市民団体との協力や民間ノウハウの活用により、快適な公園の維持管理に努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①身近な公園の維持管理	公園の管理	住宅地にある規模の小さい身近な公園について、地域と町との協働により、コミュニティの場としての公園の維持管理をしていきます。	都市建設課
②公園、緑地の住民との協働による活用と再整備	公園の協働による活用	経費節減、サービス向上を目的として導入した指定管理者制度を継続し、民間のノウハウを活用した公園管理を実施します。安全に安心して公園を利用できるように、遊具の点検や維持修繕を継続して実施します。	都市建設課

## 基本目標7 子どもが安全に安心して暮らせるまち

### (1) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、子どもの視点や子ども連れの親の視点から、安全な道路環境づくりと交通安全施設の充実に努めていきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①安全な歩道の整備	歩道整備等	教育・保育施設周辺の整備を重点的に行い、安全な交通環境を確保します。	都市建設課
②交通安全施設の整備	交通安全施設の設置・管理	通学路交通安全プログラムによる定期的な合同点検結果等を基に交通安全施設の整備を行い、交通事故の抑止に努めます。	環境安全課
③交通安全教室	交通安全教室の開催	効果的な交通安全教室を実施します。	環境安全課
④交通安全啓発	交通安全の啓発活動	春夏秋冬の交通安全運動を中心に児童の通学路等で交通安全を呼び掛け、啓発活動を実施します。	環境安全課 学校教育課

### (2) 子ども等の安全の確保

子どもが被害にあう犯罪が全国で多発しています。近隣関係の希薄化等により地域が子どもを守る力は低下しています。そのために子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを進めます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①子ども安全協力の家	地域からの協力を募り、子どもが犯罪等から逃れる際に駆け込める家として登録	登録者の確保に努めます。また、現況報告を依頼し、情報収集に努めます。	生涯学習課
②防犯対策	防犯対策	<p>【生涯学習課】 地域防犯パトロール（PTA 校外パトロール、青少年育成推進員連絡協議会パトロール、安全安心パトロール、痴漢パトロール）と見守り活動を推進します。</p> <p>【環境安全課】 防犯灯や防犯カメラの適切な管理を引き続き行います。地域防犯パトロール活動に対して支援を行います。</p> <p>【学校教育課】 家庭と連携し、ネット社会の危険性の周知・啓発を進め、家庭におけるルールづくりを推進します。また、安全マップの更新、家庭や地域と連携したパトロール活動、「あいさつ声かけ運動」の展開、「緊急連絡メール」を積極的・効果的に運用します。</p>	生涯学習課 環境安全課 学校教育課

## 基本目標 8 要支援児童等へのきめ細かな取り組みをするまち

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害で、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。虐待に関する相談は緊急性を要し、重篤なケースも増えていることから、子どもの安全確保を第一に児童相談所をはじめ関係専門機関と連絡を密にして、迅速な対応に当たるとともに、再発防止に努めます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①虐待防止指導	虐待防止指導	児童虐待防止指導を適宜行います。	子ども育成課 健康福祉課
②虐待相談事業	虐待に関する相談	虐待に関する相談や電話通報等、虐待防止のための相談体制を充実させます。	子ども育成課 健康福祉課 学校教育課
③児童虐待防止ネットワーク会議の充実	児童虐待の防止のための連携会議（要保護児童対策地域協議会）	福祉・保健・医療・教育・保育・司法などの関係機関と情報を共有し、連携して問題解決を図ります。	子ども育成課 健康福祉課 学校教育課 環境安全課
④子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関して必要な支援に係る業務全般	令和4年度末までに開設予定	子ども育成課

### (2) 成長・発達の支援

障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正など、障がい者福祉施策は大きく変わってきています。障がいのある子どもへのサポートは、「障がいがあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めています。

これからも、保育所や幼稚園、小中学校の通常の学級でともに生活し、学ぶこと等ができるよう、関係機関の連携を強化し支援の充実に努めます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①保育所や幼稚園での障がい児保育	保育所や幼稚園の障がい児保育体制	【学校教育課】 保護者との連携を強化して児童の健康状態の把握に努め、必要に応じて介助員を設置するなど、要支援児の保育に柔軟に対応します。 【子ども育成課】 保護者との連携の強化を図ります。また、適宜保育士を確保するなどにより保育の質の向上を図り、各保育所における障がい児保育を充実させます。	学校教育課 子ども育成課
②特別支援教育の充実	学校・幼稚園における特別支援教育	保護者との連携の強化を図り、適切な教育を充実させます。	学校教育課

③カウンセラー配置事業（再掲）	特別な支援が必要な幼児児童生徒、保護者や職員に対する相談に応じるためのカウンセラー派遣	関係機関との調整を図り、一層の充実を図ります。	学校教育課
④障がいのある児童・生徒の地域活動支援	地域生活支援事業を実施し、効果的な一歩を提供	第5次玉村町障害福祉計画（第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画は平成29年に策定済）を推進します。	健康福祉課 学校教育課 子ども育成課
⑤教育支援委員会の機能の充実	特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援のための連携会議	特別な教育的支援を必要とする子ども達への適切な教育相談及び教育支援の充実を図ります。	学校教育課
⑥通級指導教室（通級教室）（再掲）	通級指導教室	幼児児童生徒を対象に言語及び情緒の適応指導を実施します。	学校教育課
⑦にじいろファイル	発達の遅れや障がいがあるなど、支援が必要な子どもを対象に支援ファイルを配付	支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援を実現するため、支援ファイルの活用を推進します。	学校教育課 健康福祉課 子ども育成課
⑧発達相談支援事業	発達の遅れや障がいがあるなど、支援が必要な子どもを対象に、相談業務や集団指導等を実施	のびやか発達相談や通級教室（幼児）などの連携を強化し、一体的な実施を目指します。	学校教育課 健康福祉課 子ども育成課
⑨児童発達支援センター	発達の遅れや障がいがある子どもを対象に、専門相談や適応訓練等を実施	広域実施も視野に入れ、早期の開設を目指します。	健康福祉課

### （3）障がい児施策の充実

障がいがある子どもない子どもの分け隔てなく、ともに地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念に基づきながら、障がい児施策を充実していきます。

事業名	施策内容	今後の取り組み	担当課
①重度心身障害者医療費補助事業（再掲）	重度の心身障がい者への医療費補助	補助対象者に対し、的確に支給します。	住民課
②特別児童扶養手当	満20歳未満の精神、身体障がい者への手当	支給対象者に対し、的確な手続き案内を行います。	健康福祉課
③障害児福祉手当	在宅で常時介護を必要とする20歳までの人を対象とした手当	支給対象者に対し、的確な手続き案内を行います。	健康福祉課
④児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	制度の周知を図り、適切な支援を実施します。	健康福祉課
⑤放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	制度の周知を図り、適切な支援を実施します。	健康福祉課

⑥保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。	制度の周知を図り、適切な支援を実施します。	健康福祉課
⑦医療型児童発達支援	児童発達支援及び身体の状況により、治療を行います。	制度の周知を図り、適切な支援を実施します。	健康福祉課
⑧居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の、居宅に訪問して発達支援を行います。	制度の周知を図り、適切な支援を実施します。	健康福祉課
⑨障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。	制度の周知を図り、適切な支援を実施します。	健康福祉課
⑩医療的ケア児支援	保育所・幼稚園にいる医療的ケアが必要な児童に訪問看護を派遣する。	制度周知を図り、的確な支給を実施します。	健康福祉課

## 第5章 計画の推進に向けて



「ロケット」



## 第5章 計画の推進に向けて

---

### 1. 計画の周知徹底

#### (1) 町民・団体等への周知

家庭、地域、事業所などでの町民等の主体的・積極的な取り組みを促進するために、町ホームページへの掲載など、この計画の周知に努めます。

### 2. 推進体制づくり

#### (1) 町子ども・子育て会議

本計画を着実に推進していくために、「玉村町子ども・子育て会議」において、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取り組みを行います。また、必要に応じ、計画の見直しなどを含めた検討も行います。

#### (2) 関係者の連携・協働

教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

### 3. 計画の点検・評価

#### (1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保方策」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

#### (2) 中間年における計画の見直し

中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保方策」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。



# 資料編



「むしとり」



# 資料編

---

## 1. 玉村町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年条例第 30 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、玉村町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業主又は労働者を代表する者
- (3) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 2. 玉村町子ども・子育て会議

### (1) 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	所 属	備 考
1	◎千葉 千恵美	高崎健康福祉大学 教授	学識経験者
2	○武井 利行	南小学校 校長	教育従事者
3	栗原 あい	子どもの保護者	公募委員（子どもの保護者）
4	楠淵 広幸		
5	田中 真奈美	玉村中学校 P T A	P T A 連絡協議会代表
6	西 晴美	玉村おひさま保育園 園長	私立教育・保育施設従事者
7	都澤 しづ子	認定こども園 マーガレット幼稚園 園長	
8	田村 優子	フェリーチェ国際こども園 園長	
9	森田 由美子	第1保育所 所長	公立教育・保育施設従事者
10	土屋 由美子	玉村幼稚園 園長	
11	新井 礼子	地域子育て支援センター 所長	子育て支援事業従事者
12	関口 知弘	上陽児童館 館長	
13	目崎 妙子	N P O 法人おたがいさま	公募委員 (子育て支援団体に属する人)
14	西園 理恵子	玉村町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	福祉従事者
15	石川 典子	医療法人樹心会 看護部長	事業主・労働者を代表する者

※ ◎：会長 ○：副会長

平成 31 年 4 月 1 日現在

## (2) 開催状況（子ども・子育て支援事業計画の策定に係るもの）

開催日	議 題
平成 30 年 11 月 14 日	第 2 回 玉村町子ども・子育て会議 議題 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査のアンケート（案）について
平成 30 年 12 月 14 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日	「第 2 期玉村町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」実施
平成 31 年 2 月 26 日	第 3 回 玉村町子ども・子育て会議 議題 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査のアンケート結果（速報値）について
令和元年 10 月 9 日	第 1 回 玉村町子ども・子育て会議 議題 ・ 第 2 期玉村町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール（案）について ・ 計画素案について
令和元年 11 月 13 日	第 2 回 玉村町子ども・子育て会議 議題 ・ 第 2 期玉村町子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ・ 計画素案について
令和元年 12 月 26 日	第 3 回 玉村町子ども・子育て会議 議題 ・ 計画素案について ・ 表紙、裏表紙及び挿絵について
令和 2 年 1 月 6 日 ～ 令和 2 年 2 月 5 日	パブリックコメント実施
令和 2 年 2 月 13 日	第 4 回 玉村町子ども・子育て会議 議題 ・ パブリックコメント意見募集結果について ・ 計画案について



「えんそく」

## 第2期玉村町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：玉村町 編集：子ども育成課

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201

TEL：0270-65-2511（代表）

FAX：0270-65-2592